

平成25年 3月 5日 開会

平成25年 3月22日 閉会

(定例第2回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第6号

平成25年第2回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月14日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年3月5日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

---

○応招しなかった議員

石 上 良 夫君

---

---

平成25年 第2回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成25年3月5日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年3月5日 午前11時23分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町自然休養村管理センター緑水園)
- 日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町林業者等休養福祉施設)
- 日程第8 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について  
(緑水湖教育文化施設)
- 日程第9 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町バンガロー)
- 日程第10 議案第6号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第7号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第8号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第9号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第10号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第12号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第13号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第14号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第15号 南部町暴力団排除条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずる

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第21 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について  
(緑水湖湖面利用施設)
- 日程第26 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町健康増進施設レークサイドアリーナ)
- 日程第27 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町農林体験実習館)
- 日程第28 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第29 議案第25号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第26号 平成25年度南部町一般会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第41 議案第37号 平成25年度南部町水道事業会計予算
- 日程第42 議案第38号 平成25年度南部町病院事業会計予算
- 日程第43 議案第39号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町自然休養村管理センター緑水園)
- 日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町林業者等休養福祉施設)
- 日程第8 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について  
(緑水湖教育文化施設)
- 日程第9 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町バンガロー)
- 日程第10 議案第6号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第7号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第8号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第9号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第10号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第12号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第13号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第14号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第15号 南部町暴力団排除条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について

- 日程第23 議案第19号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について  
(緑水湖湖面利用施設)
- 日程第26 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町健康増進施設レークサイドアリーナ)
- 日程第27 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町農林体験実習館)
- 日程第28 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第29 議案第25号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

---

出席議員（13名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 細 田 元 教君
10番 井 田 章 雄君	11番 秦 伊知郎君
12番 亀 尾 共 三君	13番 真 壁 容 子君
14番 青 砥 日出夫君	

---

欠席議員（1名）

9 番 石 上 良 夫君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	芝 田 卓 巳君
		書記	前 田 憲 昭君
		書記	石 賀 志 保君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	加藤晃君	財政専門員	板持照明君
企画政策課長	谷口秀人君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	畠稔明君	町民生活課長	仲田磨理子君
教育次長	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	野口高幸君
病院事務次長	戸田幸治君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	谷田英之君	産業課長	仲田憲史君
監査委員	須山啓己君		

### 議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） まず、平成23年3月1日に発生しました東日本大震災から2年がたとうとしています。お亡くなりになりました多くの方々に対し、黙禱を行いたいというふうに思っています。もう一度御起立ください。黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（青砥日出夫君） お直りください。着席。

平成25年3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

外国との間においては、TPP、尖閣諸島、竹島の問題など、懸案となっている事案が多くあります。いずれの事案にしましても、広い視野を持ち、日本国民にとって真に必要なことは何かを考えて日本のかじ取りをしていただくことを切に望みます。

去る2月1日、7地域振興協議会の会長・副会長の皆様から、諸課題、今後の計画について伺いし、また議会からは議会の活動報告等を行い、活発な意見交換を行いました。各振興区におかれましては、それぞれの特色を生かした住民目線に立って懸命に努力をしていらっしゃることを御報告申し上げます。

本議会は、平成25年度の町政の施政方針を初め、町政の根幹となる当初予算等を定める極めて重要な議会であります。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございますが、町民の要望にこたえるべく提出されております諸議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することを

お願い申し上げます。

開会のごあいさつといたします。

---

### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 平成25年3月定例会の開会に臨みまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの冬は寒い冬でございましたけれども、議員各位には御精励いただきまして町政の発展に御尽瘁をいただいております。おかげさまで12月議会以降、町内には大きな事故も災害も起こらず町政は順調に推移をしておると、このように喜んでおるところでございます。

この間、2月の22日に天萬地区で小さな火災がございました。その他火災に分類される程度の火災でございますけれども、学習塾敷地内の植栽木が燃えたということでございます。けが人はなくて喜んだ次第でございます。

なお、うれしい御報告を申し上げたいというように思います。

一つは、西伯小学校3年生の亀尾美緑さんという女の子でございますけれども、「住みよい地球」全国小学生作文コンクール2012というコンクールがございまして、そのコンクールに低学年の部、全国最優秀賞「「もったいない」の本当の意味」という題で、最優秀賞を受賞されたということでございまして、御報告を申し上げておきたいと思っております。

もう一方、内田涼葉さん、これは法勝寺中学校の2年でございますけれども、「北方領土に関する」全国スピーチコンテストにおきまして、内閣府特命担当大臣賞、いわゆる最優秀賞でございますけれども、北方領土返還に向けてという新しい視点からスピーチをなさしまして、最優秀賞に輝いたということでございます。昨日、御報告を受けまして、本当に私もうれしく思った次第でございます。御報告を申し上げておきます。

この間、出生された方が29名ございます。それから、お亡くなりになった方が67名ということで、2月末人口が1万1,624人というぐあいに承知をいたしております。それぞれの皆様の健やかな御成長と、そして、心からなる御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、平成25年度の一般会計予算などを初め、38議案を上程、御審議をいただくわけでございます。いずれの議案につきましても、町政の推進にはどうしても御承認をいただきたい、そういう議案ばかりでございまして、長丁場ではございますけれども、お疲れ出されないようにひとつ御審議を賜り、全議案とも御賛同をいただき、御承認をいただきますようによろしくお祈りを申し上げまして、開会に当たってのごあいさつにかえる次第です。



午前11時23分開会

- 議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年度第2回南部町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。
- 4番、板井隆君、5番、植田均君。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は、18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、18日間と決定いたしました。
- 

日程第3 議事日程の宣告

- 議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 

日程第4 諸般の報告

- 議長（青砥日出夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。
- 初めに、議長より報告をいたします。
- 鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会が1月の18日に行われております。詳細内容につきましては、閲覧に供してあります。
- 議会・地域振興協議会合同研修会、先ほど報告いたしました、25年の2月の1日に開会しております。
- 西部町村議会議長会定期総会が25年2月の6日に行われております。
- 続いて、鳥取県町村議会議長会定期総会が25年の2月の19日に開会しております。

西部広域行政管理組合定例議会が25年2月の25日に開会いたし、予算が決定しております。

以上、閲覧に供してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、南部町議会から派遣しています特別公共団体議会の報告を求めます。

初めに、南部箕蚊屋広域連合議会、秦伊知郎君より報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（秦 伊知郎君） 秦です。南部箕蚊屋広域連合議会の御報告をさせていただきます。

去る2月5日、平成25年第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催され、議会議長及び副議長の選挙、総務民生常任委員及び議会運営委員が選任されました。

議長選挙では日吉津村選出の橋井議員が、副議長選挙では伯耆町選出の幸本議員がそれぞれ当選されました。また、総務民生常任委員には、新たに南部町選出の細田議員、真壁議員、井田議員、そして私が指名され、互選の結果、総務民生常任委員長に伯耆町選出の勝部議員、副委員長に南部町選出の私、秦が選任されました。

議会運営委員には、南部町選出の井田議員と日吉津村選出の江田議員が指名され、互選の結果、委員長には伯耆町選出の入江議員が引き続き選任され、副委員長には南部町選出の井田議員が選出されました。

以上、南部箕蚊屋広域連合臨時会の報告を終わります。

続きまして、2月定例会の報告をいたします。

去る2月26日、平成25年第2回南部箕蚊屋広域連合定例会が開催され、予算では平成24年度一般会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算と平成25年度一般会計予算及び介護保険事業特別会計予算が提案され、それぞれ承認されました。

平成24年度補正では、一般会計では歳入歳出それぞれ441万円減額し、歳入歳出それぞれ4億7,197万円としています。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ1,231万円増額し、歳入歳出の総額が26億8,894万円です。

一般会計、特別会計とも実績見込みによる補正が主なものでありました。

25年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ4億8,424万円で、対前年度比では2,035万円、4.4%の増額予算であります。

歳入の増額の主なものは、特別会計への繰出金の増額に伴う町村負担金の増額と地域密着型サービス事業所開設に伴う整備交付金で、歳出は特別会計への繰出金、地域介護空間整備等補助金

が増額となっています。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ26億9,900万円で、対前年度比で7,000万円、2.7%の増額予算であります。

介護給付費は、第5期計画の計画値で26億6,525万、前年度より9,841万円、3.8%の増加が見込まれ、地域支援事業は1,238万円を計上しています。

歳入は、給付費、事業費の負担割合に応じてそれぞれ増額となっております。(サイレン吹鳴)

また、条例では、地域主権改革の一括法の施行により、地域密着型サービスの規定等に関する基準について、市町村で条例制定することに伴い、南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定と、亡くなられた方の個人情報の開示請求に対するために南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例の一部改定が提案され、承認されました。

このほかに地方自治法の改定に伴いまして、南部箕蚊屋広域連合委員会条例の一部改定、議会会議規則の一部改定が議員発議で提案され、それぞれ承認されました。

以上で南部箕蚊屋広域連合の御報告を終わります。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員(細田 元教君) 鳥取県後期高齢者連合議会が2月20日に湯梨浜町東郷庁舎でありまして、その報告をさせていただきます。

御存じのように、この後期高齢者医療制度、民主党政権のときからなくすということで進んでおりましたが、まだ決定していないのが事実でございます。

これは去年の11月30日に社会保障制度のあり方を検討する国民会議が発足いたしまして、社会保障費は高齢化とともに自然増だけでも毎年1兆円のペースでふえ続ける見通しで、急増していく社会保障給付費に対して、その財源となる社会保険料や税収は低迷して、受益と負担のバランスが崩れていることが制度の危機につながっております。少子高齢化が加速し、本格的な人口減少時代を目前として社会保障の新たな制度設計が待ったなしの状況となっており、年金の支給開始年齢をどうするのかとか、高齢者に頼った政策の現状をいかに改めて全世代に公平で相応の負担をどう求めていくのか、課題は山積みとなっている現状となっております。国民会議では、ことしの8月までに改革案をまとめることになっていますが、残された時間、わずか7カ月となっております。しっかりした議論を積み重ねていただき、バランスのとれた持続可能で安心できる制度設計をお願いしたいと考えておるところでございます。

広域連合としましても、新しい高齢者医療制度がどうなっていくのか今後の動向を注視しながら、現制度が続く限り、被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう、円滑で安定した制度運営に努めていくということが最初に話されました。

議案は4本ありまして、第1号議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、これは健康保険組合の被保険者であった被保険者の保険料の減額や所得の少ない人に係る均等割の減額など、保険料の軽減措置が継続されることになりましたということの条例でございます。この保険料軽減措置にかかる経費は、平成24年度において高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により国から交付されますので、これを積み立てるための基金条例の一部を改正するもので、附則の第2条中、25年3月31日を1年延ばして、26年3月31日に改める条例であります。

続きまして、2号は、平成24年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算でございました。歳入歳出それぞれ4億5,429万7,000円を追加して、予算総額を742億310万9,000円とするものです。主なものは、広域連合の電算システムとか、今の25年度の保険料軽減措置を国から来るのを基金に計上するものであります。

次に、議案3号は、平成25年度の鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算ですが、これは総額を4,775万4,000円とするものです。主なものは、分担金、負担金、市町村からの負担金4,725万2,000円であります。あとは議会費が98万円ということでした。

続きまして、議案4号の平成25年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療費特別会計でございますが、25年度の特別会計予算は、771億8,780万3,000円となります。歳入の主なものは、市町村支出金で被保険者が保険料の給付の負担は、定率負担が121億354万6,000円、国庫支出金とかであります。

歳出の主なものは、もちろん医療費分でございますが、保険事業費の総額が給付に係る費用、高額医療総額が766億5,808万7,000円でありました。そういうのが主なものでして、一番心配しておりましたのが、この25年度の特別会計が基金から12億5,141万3,000円を入れなければ運営ができない会計になりました。基金の残高があと7億6,000万円しかございません。次回の保険料改定があります。このときが大きな問題になっておりまして、このときにどうなるかというのが今、大きな課題になっていることをお聞きいたしました。

これと同じように、我が町の国保会計も同じような感じになったなという感じを起きました。

以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会、井田章雄君。

10番、井田章雄君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（井田 章雄君） 井田でございます。南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月27日に、定例議会が開催されました。提出された議案は3議案でございます。

まず、第1号議案は、南部町・伯耆町清掃施設管理組合個人情報保護条例の制定についてであります。これは組合の保有する個人情報について適正管理、保護することを目的に、町の条例と同様な内容で制定するものでございます。全員一致で可決いたしました。

続きまして、第2号議案は、南部町・伯耆町清掃施設管理組合ごみ処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正で、地域主権一括法により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する規準を国の基準を参酌し、定めるものであります。国と同様の基準を設置及び管理に関する条例に1条を追加し、条例改正とするものでございます。賛成多数で可決いたしました。

続きまして、最後でございますが、3号議案は、南部町・伯耆町清掃施設管理組合の平成25年度当初予算についてであります。予算の総額は、1億4,114万1,000円で、24年度とほぼ同じ規模の予算であります。主なものは、一般管理費、清掃総務費であります。この清掃総務費の中の主なものは人件費、光熱水費、修繕料、委託料でございます。この修繕料でございますが、これは平成33年度までの施設維持に要する経費をなるべく平準化して焼却施設をもたせるというものでございます。これは賛成多数で可決、成立いたしました。

以上、報告、終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 施政方針の説明

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、町長から施政方針の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういたしますと、ただいまより付議案件に係る提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成25年度南部町一般会計当初予算を初めとする諸議案につき、その概要と当面する町政の課題について所信の一端を申し述べ、本議会を通じ議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願いする次第であります。

さて、昨年10月14日、執行されました町長選挙では再選の榮譽を賜り大変感激いたしまし

た。改めて初心に戻り、まちづくりに全力を挙げて取り組んでまいりますので、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

東日本大震災発生から2年目の3月11日がまためぐってこようとしています。死者行方不明者1万8,800人の御冥福と被災された皆様の1日も早い復旧、復興をお祈りいたします。被災地では現在、本格的な復興に向けた取り組みがなされていますが、いまだ避難を余儀なくされている方が30万人を超えているなど、各地に残されたつめ跡は大きく、早急な対応が求められています。同じ空の下で暮らす東北の人々の復興を支援し続けること、震災を忘れず震災から学ぶこと、それが未来を背負う子供たちのため、日本のためになると考えます。今後とも引き続き人的支援を含めて支援をしてまいります。

さきの衆議院選挙により自由民主党・公明党の政権が発足し、安倍内閣が誕生しました。新政府には東日本大震災からの復興、デフレ脱却に向けた経済対策、原発・エネルギー政策、TPPへの参加問題、中国、韓国、ロシアとの領土問題を初めとする外交問題など山積する課題に対し、早期に具体的な施策を打ち出すことが求められています。あわせて国と地方が抱えるさまざまな課題に正面から取り組み、地方の意見を反映させた施策をスピード感を持って実行する必要があります。

今まさに混迷の時代の殻を内部から打ち破るときと言っても過言ではありません。我が国が力強い未来を展望し、再生、復活するため私たち自治体も個人や地域の力が発揮できるよう連携し、一体となった取り組みが町政運営に重要になってきます。

幸いに本年5月には、本町鶴田のフラワーパークを主会場に天皇皇后両陛下御臨席のもと、第64回全国植樹祭が開催されます。全国から5,000人以上のお客様を迎え、鳥取県の緑の豊かさや自然のすばらしさを国内外に南部町から発信する絶好の機会です。

また、秋には第30回全国都市緑化とっとりフェアやエコ・ツーリズム国際大会2013など、注目されるイベントがメジロ押しであります。この機会をしっかりとらえ、昨年来取り組んできました古事記編さん1300年で注目を集め出した赤猪岩神社などの観光資源と組み合わせることで新たな魅力を創造していけると期待しています。

このように内外ともに変化に富んだ平成25年ですが、この変化をしっかりと町政の中で受けとめて、町の活性化に生かしてまいらなければなりません。幸いに南部町は、福祉のまちづくりを中心にさまざまな特徴的な事業に取り組んでまいりましたが、住民の皆様の深い御理解と御協力によって町政は大きく発展してまいっております。このようなまちづくりの基本を大切にしながら各分野にわたってベストを尽くし、孔子の述べた政治の要諦である「近き者説び、遠き者来

たる」町の創造に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度予算編成に当たり、重要な町政課題をマニフェストに沿って5点について申し述べたいと存じます。

一つ、人と環境に優しいまちづくり。

1点目は、人と環境に優しいまちづくりの課題です。

人権が大黒柱のまちづくりを重要な施策と位置づけて、平成16年の南部町誕生以来、部落差別を初め、あらゆる差別をなくす取り組みを展開してまいりました。平成23年度に実施した南部町の同和地区実態調査では、安定的な就労構造の形成、学力の格差解消という課題が明らかになるとともに、被差別体験についてはこの10年間に地区住民の3割が体験しているという実態も浮かび上がっています。このような現状を踏まえ、本年2月には第1回南部町人権・同和教育研究集会を行い、同和教育を基軸とした人権教育の必要性を基調提案いただきました。これをもとにさらなる取り組みが必要だと考えます。

昨年の桜宮高校バスケット部の体罰事象は私たちに大きな反省を突きつけ、全日本柔道連盟女子ナショナルチーム国際強化選手15人による暴力行為とハラスメントの訴えも国民に大きな衝撃を与えました。また、東日本大震災により福島第一原発が招いた放射性物質の大量放出による汚染は、新たな差別や偏見を生み出しているとの指摘もあります。改めてさまざまな人権課題に気づく取り組みが必要です。南部町人権会議の行う人権学習「気づく・知る・感じる人権の集い」は、年6回のうち3回は町民の皆さんによる専門部会が企画運営されており、身近なテーマで人権を考える取り組みが好評です。このような町民との協働による人権啓発を今後さらに前進させてまいります。

大気汚染が深刻な中国から飛来したと見られる微小粒子状物質（PM2.5）が、鳥取県内でも国の基準値を上回る濃度を観測していたことが県の対策会議で報告されました。呼吸器や循環器の疾患を引き起こすPM2.5に対しても県や近隣市町村と情報を共有し、的確な対応をしてまいります。

南部町地域新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーへの取り組みを行ってまいりましたが、本年はいよいよ鶴田地区残土処理場跡地2.9ヘクタールに総発電量1.5メガワットアワーの大規模太陽光発電所を町の直営施設として建設いたします。建設資金の一部は町民公募債を発行することで、町民の皆さんと一体となって取り組む太陽光発電所を目指します。そして、ここで得た売電収益を住民の皆さんに再生可能エネルギーへの補助金強化や新規補助金の財源として還元することで、エネルギーの地産地消への布石としたいと考えます。

また昨今、まきストーブがマスコミなどで取り上げられ、全国的に静かなブームだと言われています。まきストーブが大きく普及するためには町有林などを希望者に開放し、まきの供給基地や作業困難な方のためのNPO法人の立ち上げなど、里山再生とエネルギーの転換、山林での就労機会の開発など可能性は広がっています。エネルギーの地産地消という古来持っていた人間の英知をより現代的に効率化することで循環型環境社会の創造に向け、取り組みを進めてまいります。

昨年の6月補正予算で御承認いただきました家庭用燃料電池導入促進補助金もさらに推進してまいります。また、省エネ型の照明器具も普及してきており、これまでに比べ低コストで設置が可能になってまいりましたので、学校や公共施設でも切りかえを進め、CO2排出削減に取り組んでまいります。

## 2、安全・安心のまちづくりの視点であります。

まず、ゆうらく施設譲渡についてです。これまでも議会を通じて議論いただき、昨年の町長選挙でもその中心的争点でありましたが、私はこれまで一貫してゆうらく施設を伯耆の国に譲渡することは、南部町にも、伯耆の国にも、もちろん南部町民にも最適な方法だと訴えてまいりました。建設後10年を迎えたゆうらくは、空調施設の耐用運転時間と言われる3万時間をはるかに超えた4万6,000時間に達した機器もあり、抜本的なオーバーホールの時期を迎えていますし、建物を初め、福祉機器などは定期的な補修が必要になってまいります。

先般2月には、風雨にさらされる木材塗装や壁の補修に補正予算を御承認いただき、春乾きの最適な時期に施工をするよう準備中です。このように建設後10年を経過しますと修繕費の負担は増大します。伯耆の国に譲渡することで、町は今後の負担をする必要がなくなります。

伯耆の国は将来の負担はふえますが、指定管理制度の中での運営から事業主体になることで自由度が増すとともに、200人の職員のモチベーションの向上や資産を持つことで資金調達が有利になりますので、今後新たな福祉分野への投資と新規雇用も期待できます。

町民にとっては優良で安定した社会福祉法人が身近に存在し、介護サービスの充実、拡充をすることは大きなメリットであり、町内の雇用の場としての魅力もあります。譲渡に当たっては、今後財務事務所と地方債の償還金額や償還日の協議が必要ですが、平成25年度内に一括償還をし、伯耆の国にゆうらくを無償譲渡したいと考えます。

無償譲渡にする理由は、建設に当たり、国、県から補助金を約14億円いただいております。有償譲渡にした場合には定められたルールの中で補助金返還が発生するからです。また、譲渡に当たっては既に抜本的な改修時期に来ている空調施設に対し、補助を行いたいと考えます。私は長期



的展望に立ち、この無償譲渡は町民の皆様のためになるとかたい信念で決意いたしました。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

がん征圧に向けて平成24年1月から開始したアミノインデックス検診を継続して実施いたします。大変好評をいただき、検査の予約受付開始から数日で予約がいっぱいになり、町民の皆様の関心の高さに驚いております。検査の結果でがんになる可能性の高いランクCと判定された方には精密検査を受けていただいておりますが、その結果、本年1月末までに早期の胃がんが4例発見されました。

また、西伯病院の木村院長によりますと、南部町で死亡率の高い胃がん、肺がんがランクCの率が高くなっており、相関関係を示しているとお聞きしています。さらにランクCの方にはがんとの関連が高いと考えられる慢性胃炎、肺がんへの移行が考えられる淡い陰影などが多く発見されており、定期的な精密検査をお勧めしますとのことでした。40歳以上の方は、この機会にぜひアミノインデックス検査を受けていただき、御自分のがん発生のリスクを知った上で毎年のがん検診を受診していただきたいと思っております。

子供たちの健やかな成長を支援するため、3事業を新規に推進します。

まず、未熟児養育事業は、未熟児の訪問指導や療育医療の給付をします。

障がい児・者在宅生活支援事業は、支援施設などに入所している方が一時帰宅をされた際に必要となる在宅サービスを利用できるよう助成を行うものです。

育成医療給付事業は、自立支援医療受給者への給付助成をします。

また、不妊治療費助成事業を継続し、不妊治療のうち体外受精、顕微授精、人工授精に要する費用の一部を助成します。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、現在任意接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成いたします。

また、高齢者、中学生以下のインフルエンザの発病、重症化予防のためにインフルエンザ予防接種支援を継続いたします。

子育て支援として保育料を平均20%減額してきましたが、引き続き継続し、子育て世代に支援いたします。

高齢者の安心・安全対策では、高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加してきており、介護・医療の連携として高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要な課題となってきました。このため、高齢者の居住の安心と安全を確保することを目的に、高齢者向け住宅家賃補助の検討に入ります。

次に、防災については、平成24年度に地域防災計画を見直し、新たに原子力防災への対応を

記載し、現在防災会議で審議中です。新たに修正を加えました防災マップは、5月には皆様のお手元に配布いたします。どうか御家庭でござんいただき、本年予定しています防災訓練を通じて緊急時の対応を改めて御確認いただきたいと思います。

また、合併時からの懸案でした防災行政無線のデジタル化を行います。これまでの戸別受信機は設置後25年経過したものもあり、老朽化で十分機能しないものもありましたが、今回の更新でこのような不安もなくなり、さらに災害に強いまちづくりが強化されるものと期待しています。

集落で作成する支え愛マップや戸別避難訓練を実施する際の経費を補助するわが町支え愛活動支援事業を昨年に引き続き行いますので、ぜひ御利用ください。

水道事業の安定給水に向けた事業計画は、平成19年度諸木から東西町に送水事業を行ったことを皮切りに、21年度から23年度は田住配水池増設工事及び遠隔監視システムを導入してまいりました。24年度は、南部町水道統合事業基本計画に基づき上野水源工事を行ったところです。25年度におきましては、朝金から落合浄水場までの送水管工事を実施する運びです。緊急経済対策などを有効に活用することで、企業会計の健全化、一般会計繰り出しの負担軽減を図りつつ、事業計画の進捗による安定給水を確保してまいります。

また、合併以来の懸案事項であります水道料金の統合につきましては、計画に基づきまして本年度西伯地区の水道料金一本化を行います。今後できるだけ早い時期から公共料金審議会以西伯地区と会見地区の料金統合計画の詳細を御審議いただきながら、段階的に料金体系の一本化を目指してまいります。この水道統合事業及び料金統合は、自治体としての公平性・公正性を図り、水道会計の健全化と将来の安定的給水など、住民の最も基本的な生活に寄与するものです。議会を初め、南部町民の皆様の長期的展望に立った御理解をお願いいたします。

町を元気にする移住定住策を新規に2事業取り組みます。

1点は、空き家を町が借り上げ、水回りのリフォーム後新規入居していただく空き家一括借上げ事業です。これは町内の空き家物件を町が10年間借り上げ、町内企業による最低限のリフォーム後に宅建業者に管理委託し、広く入居者を募集し、入居定住を目指すものであります。

2点目は、田舎暮らしお試しホームステイ事業です。これは南部町に関心をお持ちの方が一定期間町内での生活を体験していただくことで、将来の定住につなげるきっかけづくりとして取り組みます。田舎暮らしの潜在需要は多いと言われますが、求める皆さんのニーズは多様です。一方で、南部町内でも空き家の増加と人口減少によって集落の活力が低下している現状は明らかです。

本年10月には、エコ・ツーリズム国際大会2013が鳥取県西部を中心に開催され、注目を

集める機会をとらえ、南部町の魅力を町外、県外に発信し、新たな活力を呼び起こします。

3点目は、教育・文化のまちづくりの視点です。

子供は社会の力であり未来をつくる力です。町内の4つの保育園はいずれも築20年以上を経過し、中でもすみれ保育園は築36年と古く、改築の検討が必要です。昨年8月に成立した子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援計画の策定を市町村に求めており、平成25年度におきましては住民の皆様のニーズ把握を行い、財源の確保も含め、将来の保育園改築について検討してまいります。

小中学校施設整備では、南部中学校体育館の屋根改修、会見小学校グラウンドの全面芝生化に取り組みます。学校グラウンドの芝生化は、学校の準備が整い次第、全校に広げていきたいと思っております。また、小学校の防暑対策として遮熱ブラインド・天井扇の設置も引き続き行います。

次世代を担う子供たちに夢を持ってほしい、これは今を生きる大人たちの願いでしょう。夢に向かって自立する子供を育成するため、夢・知・徳・体・家庭の視点による4点の新規事業を予定いたしました。

まず、知の取り組みでは、学力ステップアップ事業として家庭の教育力向上のため、講演会やなんぶっ子夏休み塾を、徳の取り組みとして食育講演会を、夢・体の取り組みとしてプロスポーツ選手による夢の教室を行いたいと思っております。

平成24年度に設立された総合型地域スポーツクラブに対し、必要な人的支援及び財政支援を行うことで、いつでも、どこでも、だれでも気軽に体を動かす機会を提供し、スポーツ振興と健康増進を図ってまいります。

南部町の希少動植物の紹介及び保護を目的に、情報発信や保護活動への取り組みを行います。24年度に鳥取大学との連携事業として東長田川水系八金川でオオサンショウウオの現状調査を行ったところ、繁殖が確認されました。しかし、河川護岸が三面張りのコンクリートで施工された箇所が上流、下流の生息域を分断しているなど、依然として絶滅の危機にあるという報告がなされたところです。報告では絶滅を回避するため、生息地の復活を目標に掲げ、工事を伴う保全対策ではなく、個体群回復のための総合的な保全活動を提案されました。幸い、全国から寄せられるがんばれふるさと基金では、サンショウウオを初めとする希少動植物の保護事業への寄附金が8項目中2番目に多い用途項目ですので、この寄附を有効に活用し、御寄附いただいた方の気持ちにもこたえたいと考えます。

また、継続事業の法勝寺電車保存修理事業もことしは本格的に改修作業を行います。保存する場所についても今後検討に入ります。

4点目は、産業振興など、活みなぎるまちづくりの視点です。

冒頭にも申し上げましたが、本年5月26日、フラワーパークを主会場に第64回全国植樹祭が開催されます。この大会に御臨席いただきます天皇皇后両陛下が南部町にお越しいただくことは初めてであり、ぜひ南部町の歴史と自然に触れていただき、町民の皆様にとっても心に深く残る1日になるよう準備しています。ぜひ1人でも多くの町民の皆様が奉迎行事に参加されるように希望します。

昨年、進出協定を結びました国立音楽院が、いよいよ本年4月下旬に入学式を行われるとお聞きいたしました。生徒さんは西日本、特に中国地方を中心に当面120人を目標に中途での入校など、順次拡大していかれる計画とお聞きしています。学院長のお話では、南部校の特徴として仕事をお持ちの方が休暇を利用しながら、音楽の専門技術を習得するスタイルを提案されているようですので、週末や夏休みシーズンを中心に賑わいが生まれることを期待しています。

また、阿賀への商業施設進出については計画が遅れており、作付などでお困りになっていると聞き及んでおります。企業からの説明では、進出をあきらめたのではなく最終段階に来ているが、今後急いだとしても法手続などを考慮すれば着手は秋以降にならざるを得ず、地権者の方には本年度の作付をお願いしたいということでした。サービス業は新規雇用が期待できる業種であり、就業機会が広がる効果が期待できます。しかし、一方で地元商店等への影響も心配されますので、情報を収集しながら推移を見守ってまいります。

町内商工業対策では、長引く経済不況による経営悪化からの脱却が喫緊の課題であり、これまで4年間プレミアム商品券事業を継続してきました。本年度も継続して取り組みますが、補助金額を300万円に減額いたしました。商工会を中心に、さらに持続発展する制度への創意工夫を期待したいと思います。

南部町の持つ魅力を知らないのはここに住む私たちかもしれない。そんな疑問を発端に合併5周年を記念し、町内の自然、文化、史跡をなんぶ100選にまとめていただいています。本年はこの素材をもとに町内に眠っている観光資源を磨き上げ、情報発信をしてまいります。

近年の観光は、ひとりの団体で画一的な観光施設をめぐるものから、個人や少人数で旅先の風土・歴史・文化に触れる、その地域の昔から伝わる食を味わうなど、そこでしかできない体験型観光に変化しています。観光で訪れた場所での人との触れ合いや、そこに伝わる物語などが人を引きつける魅力になっています。

南部町では、昨年古事記編さん1300年を機会に施設整備や情報発信を行ってきましたが、だれも見ることがない神話というものが観光資源になることが明らかになりました。地域振興協

議会による赤猪岩古代米は大好評ですし、赤猪岩神社せんべいの販売や、ふるさとガイドの会への要請は急増していると聞いております。

ことは全国植樹祭、エコ・ツーリズム国際大会がいずれも鳥取県西部で行われますので、南部町でもこの機会に体験型観光、生活観光の取り組みを始めたいと思います。行政と関係団体、さらに地域振興協議会や地域住民が相互に協力し、観光としての輝きを持った地域に仕上げる準備作業として南部町体験型観光推進事業を行います。緊急雇用事業を利用し、点在する観光素材の整理と磨き上げを通じ、町全体の観光振興基盤体制づくりに取り組みます。

また、昨年好評でした吉本興業住みます芸人、ユウトさんでしたが、引き続き吉本興業と連携し、南部町PR大使を任命して南部町を県内外にPRしていきます。

昨年6月には、古事記編さん1300年行事として再活の町南部町古事記よしもと新喜劇を開催し大好評でした。笑いの力で賑わいをつくり、活気と元気をつくりました。

本年は、町民みずからがつくり出す笑いの力で、さらなる町の活性化としてN-1ぐらんぷりに取り組んでまいります。このN-1ぐらんぷりは、南部町で一番おもしろい人を選ぶ極めてシンプルな催しとし、この優勝者にはなんぶSANチャンネルでお笑い番組を制作する権利を差し上げるという試みです。若い世代を中心に笑いの力を感じ、参加いただくことで南部町に元気と活力を生み出してまいります。

南部町の農業は、基幹作物である水稻を中心に、転作作物、果樹が営まれています。所得確保の難しさからの青壮年層の農業離れや高齢化による担い手不足、有害鳥獣被害と、これらを原因とする耕作放棄地の増加など、大変厳しい現状にあります。この現状を一步でも打開するための本年の農業振興施策として、以下の5点を重点施策として取り組みます。一つ、耕作放棄地解消への取り組みで、耕作放棄地再生事業として再生作業費を支援します。二つ、農業を支える人材の確保への取り組みとして、青年就農給付金事業、次世代につなぐ果樹産地リレープランによって支援します。三つ、農業所得の確保では、汗かく農業者支援事業によって、これまでの養魚地整備、栽培促進、施設整備に加え、機械整備にも補助金を拡充いたします。四つ、人・農地プランの推進により、農地の流動化で担い手の経営安定と耕作放棄地の発生防止に努めます。五つ、有害鳥獣対策では、侵入防止さくの設置補助を継続しながら、猟友会との連携駆除とあわせてイノシシ肉の消費拡大を支援します。

林業については、労働力不足と木材価格の低迷により、山の荒廃が進んでいます。直面する森林の問題は、ここに暮らす私たちはもちろんですが、未来につなぐ重要な町の資源です。本年の全国植樹祭を契機に、住民の皆さんが森林の持つ広域的機能に触れていただくきっかけになるよ

う広報してまいります。

また、以前から森林保全として取り組んできました町行造林は現地を調査し、契約解除を含めた適正な処分を検討いたします。このような取り組みに加えて、国産材の利用促進や低炭素社会の実現という観点から、昨年2月に東京都港区と間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定を締結した取り組みについて御紹介いたします。

その内容は、港区が協定を結んだ自治体の木材でできた製品の建築を港区内で使用される建物に義務づけるというものです。このことにより協定自治体は木材需要の拡大が期待でき、また施業計画に基づく伐採を義務づけられることから、森林の適正な保管理を図ることができます。

港区側は、同区内で建築される建物に協定自治体から産出された国産材を使用することで二酸化炭素の排出抑制に貢献できるほか、協定自治体と物産や観光などを活用したさまざまな交流も実施しております。

私は、今回港区が発案され、現在50を超す自治体が協定を結んだこの制度は、港区にとどまらず広く国内にその普及拡大を図るべきものと考えます。この制度を通じて重要と考えますことは、消費地である川下と生産地である川上の連携ということです。従来からありがちであった片方だけを対象とした施策では継続性は生まれません。特に林業におきましては、川下の皆さんの考え方がよくなると川上もよくなりません。川下の需要や使用する材、環境についての考え方など、さまざまなことが川上に波及していきます。今後のありようとしては、国策として環境保全や森林資源活用、さらには国土保全などを総合的な取り組みとして展開されるべきと考えます。

5点目は、住民参画で持続する町と地域のまちづくりの視点であります。

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、行政による地域活性化施策だけでなく、地域住民による創意と工夫に満ちた活動が伴ってこそ初めて実現すると考えています。しかし、人口減少や少子高齢化の急速な進行によって、地域活動の担い手不足を原因とした集落機能の低下が見られる地域も少なくありません。こうした環境のもと、多種多様な地域課題解決の仕組みとして地域振興協議会が発足したのであります。発足から6年目を迎え、南部町のまちづくりに欠かせない大きな力になっていただいています。このように発展を遂げる地域振興協議会ですが、次の新たなステージとして法人化などの検討を求められる協議会も出てまいりました。協議会の御意見をよくお聞きしながら法人化への問題点も含め、今後検討してまいります。

本町では平成22年度から鳥取大学と連携し、大学の持つ知的財産を活用し、解決の糸口を見出していく取り組みを始めています。平成24年度からは、さらに連携強化を目的に鳥取大学と

連携協定を締結し、医療・教育・過疎化などの地域課題について研究いただいています。鳥取大学における学部横断の組織である持続的過疎社会形成研究プロジェクトを活用し、3点の研究が進行中です。一つ、南部町地域振興協議会の実効性に関する検証では、町職員や協議会部員へのアンケートを通じ、活動の達成度を数値化、グラフ化し、検証してまいります。この学問的解析手法を通じて、今後の事業などを見直す一つの指標になっていくことが期待されます。二つ、町職員の政策形成能力の向上を目的に観光振興、定住政策をテーマにアイデアの出し方や課題整理の仕方の手法を身につける政策研修を行っています。三つ、国の特別天然記念物であり、河川生態系の頂点にあるオオサンショウウオの生息調査を行っています。昭和26年に生息地指定になった東長田地区でしたが、昭和51年指定解除になっていました。しかし、近年の生態調査で東長田川水系での繁殖が確認されました。今研究では実態調査や観察会を通じ、オオサンショウウオなどの自然資源をどのように守り、活用していくのか検討いただいています。このほかにも竹するめの機能性評価による地域活性化事業、地域の伝統文化を受け継ぐ人材の育成など、鳥取大学の持つ知的財産を活用し、町の課題解決に今後も支援いただきます。

地域振興協議会は発足後6年目を迎え、各振興協議会ごとに特徴のある活動がふえており、中でも防災や防犯活動など、その際立った住民自治活動は多方面から注目をされ、その成果によって各種表彰を受賞されています。ここで各振興協議会の特徴的活動の一部を御紹介いたします。

東西町地域振興協議会では、本年から地域コミュニティ事業に取り組まれます。地域住民の支援と公的な医療・介護サービスを組み合わせることで、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができる支援体制をつくっていくものです。昨年から取り組まれている放課後児童クラブとともに、地域課題の解決に果たす振興協議会の挑戦として県内外から注目されています。これまでの活動が評価され、平成23年11月に自主防災組織知事表彰、昨年7月には防犯パトロール活動に対して米子地区防犯協議会からの感謝状を受賞されました。

天津地域振興協議会では、地域住民に地域の歴史、文化を通じて地域を再発見する取り組みが特徴的です。平成24年度鳥取県頑張る住民自治活動団体として、昨年11月に知事表彰を受賞されました。

大国地域振興協議会では、不法投棄防止活動や防災への取り組みと地域内の工業団地を取り込んだ活動が特徴的です。平成23年5月には交通安全活動に対し、米子地区交通安全協会からの感謝状を受賞されました。

法勝寺地区地域振興協議会では、米子市法勝寺町との交流や青パト隊による防犯対策を行っておられます。本年1月に地域内の防犯パトロール活動感謝状を受賞されました。

南さいはく地域振興協議会では、明道公民館との交流やウドの特産化、共助交通など住みなれた地域で暮らし続ける支援活動に特徴があります。平成23年度鳥取県頑張る住民自治活動団体として昨年3月に知事表彰を受賞されました。

あいみ手間山地域振興協議会は、赤猪岩古代米の生産販売など地域特産品の開発が注目を集めており、赤猪岩さんと古代米ガイドというすばらしいガイドブックを作成されています。昨年5月には鳥取県交通安全協会から交通安全活動感謝状、昨年7月には米子地区防犯協議会から地区内の防犯パトロール活動感謝状を受賞されました。

あいみ富有の里地域振興協議会は、バス存続運動や防災に力点を置いた活動に特徴があり、支え愛マップ事業に取り組んでおられます。平成23年1月に地域的な共同活動の推進によって地域社会の活性化に貢献したとして鳥取県知事表彰、平成23年7月には自主防災組織の積極的な推進によって地域安全に貢献したとして米子地区防犯協議会長から感謝状を受賞、平成23年11月には交通事故の防止に積極的に尽力した功績によって鳥取県警本部長表彰、昨年1月には地域づくり活動、魅力あふれる地域の創造に対し、中国地方知事会から感謝状、昨年10月には県自主防災組織知事表彰を受賞されました。

このように各振興協議会では、それぞれの地域が持つ歴史や文化を大切にしながら、少子高齢化が進行する中であってもきらりと光る地域づくりに重要な役割を果たし、その功績は内外から広く認められてきました。関係各位の地域に対する熱い思いと、これまでの御努力に深甚なる敬意と感謝を改めて表すものでございます。

以上、本定例会に付議しました平成25年度一般会計当初予算の総額は67億円を計上することとし、前年度に比べ2.6%増の予算規模であります。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

まず、特別会計では、国民健康保険事業特別会計から説明してまいります。

今回上程しています3月補正予算では498万円の基金繰り入れをお願いし、本年度の予算規模は14億1,600万円と、当初予算に比べ1億3,100万円の増となります。これにより、平成24年度末基金残高は3,000万円となり、今後非常に厳しい会計運営が予想されています。

医療給付費の主な内訳では、一般療養給付費が前年に対し11.8%、月平均677万円ずつ増加しておりますし、一般高額療養費も前年に対し14.2%、同じく月平均で97万円ずつ増加している現状です。医療費の内容分析によりますと、生活習慣病が原因と思われる疾病による医療給付が大きいことがわかってきました。その原因となるメタボリックシンドロームに着目し



た健診や保健指導を行いながら、生活習慣病の予防を通じて医療費の適正化を目指してまいります。

また、10月には国保連合会が保有する健診・保健指導、医療、介護などの各種データを利活用し、必要な人に必要な予防サービスを提供することができる国保データベースシステムが導入される予定ですので、重点的な保健事業を実施することにより、国保や介護保険の安定的運営につなげることができるようになることが期待されます。

住宅資金貸付事業特別会計は、住宅新築資金の償還に係る予算を計上しております。借り受け者の高齢化や経済状況などから回収困難なケースも多く、滞納額の縮減が進まない状況にあります。保証人の方も含め、粘り強く督促しながら回収に努めてまいります。

農業集落排水事業特別会計では、24年度末での普及率は86.8%と見込んでおります。特に接続率の低い小松谷処理区にあっては戸別調査訪問や広報活動に努め、引き続き加入促進を図りたいと考えています。

25年9月から下水処理場の臭気をなくし、汚泥を減容し、管理経費を削減することを目的に兵庫県養父市の処理水を会見処理場で試験的に利用して調査を行っています。25年度も継続して効果を調査いたします。

浄化槽整備事業特別会計では、平成24年度末の見込みで整備率54.3%です。平成25年度は微増であります。54.8%を目標とし、一般家庭の整備に5基を新設予定としています。引き続き設置希望の候補、未加入世帯の調査、訪問を行い、整備率の向上に努めてまいります。

公共下水道事業特別会計は、24年度末の見込みで接続率は88.9%です。公共下水処理施設と南部町、大山町、日吉津村で運営している西伯みのりの郷の維持管理経費を計上いたしております。

介護サービス事業特別会計では、平成24年度に伯耆の国からの土地代金を繰り入れ、ゆうらく建てかえ事業に係る起債の定期償還額を計上しています。

墓苑事業特別会計は、墓苑の維持管理経費と未使用墓地の使用料、償還金を計上しています。現在7基を公募していますが、近年購入者が減少しています。少子化や核家族化によって継承者のいない高齢者の方がふえており、墓に対する考え方が変わってきたことが原因と言われております。永代供養墓や実家の墓などを利用されることを理由に未使用墓を返還されるケースも出ており、墓苑の運営についても検討の必要がございます。

後期高齢者医療では、平成24年10月末での被保険者は2,066人で、前年同期に比べ42人の増と、これまで同様に増加傾向にあります。

歳入予算では、平成25年度は昨年度と同じ料率で計上いたしています。しかし、保険料率改定が平成22年度以降行われていないことから、基金をこの2年間で12億4,000万円取り崩す見込みで成り立っており、平成26年度以降の基金残高が7億円程度と予測され、今後は大変厳しい事業運営が見込まれています。

歳出では、医療給付費の対前年度伸び率を4.99%として試算しております。今年度の重点施策は以下の3点を推進いたします。一つ、保険料収納対策として口座振り込みの促進、電話での相談実施、納付困難者の実態把握、臨戸訪問を実施します。二つ、医療費の適正化を推進します。医療費通知の継続やジェネリック通知の継続を行います。ジェネリック通知は南部町では昨年切り替え率3%に対し、今年度17%と大幅にアップしており、今後重点施策として取り組んでまいります。また、重複受診者や頻回受診者への訪問指導も継続いたします。三つ、健康づくり事業に継続して取り組みます。介護予防教室や肺炎球菌ワクチン接種助成を継続し、健診受診率向上に取り組めます。

太陽光発電事業は、本年度鶴田残土処分場跡地2.9ヘクタールに1.5メガワットアワーの太陽光発電所を建設し、運営するために新たに設置した特別会計です。1,500キロワットの発電電力は自治体直営では現在予定されている中で山陰最大規模です。太陽光発電施設の建設費は5億6,100万円を予定しており、住民公募債を1億円、建設残土処分場跡地整備基金から5,500万円、その他起債と売電収入により、総額5億9,005万円を計上いたしました。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明してまいります。

水道事業会計では、平成24年度からの南部町水道統合事業基本計画に基づき3カ年にわたる上水道拡張工事に着手しています。国の緊急経済対策で今回限りの特別措置として地域の元気臨時交付金が創出され、この水道統合工事が緊急経済対策に該当したことで、平成25年度予定の継続事業のうち1億2,800万円を3月補正し、全額繰り越しで対応します。平成25年度と合わせて2カ年分の事業規模とし、事業進捗を図ってまいります。

病院事業会計では、新年度予算規模を24億1,100万円とし、対前年度比7,263万9,000円、3.1%増の予算を計上いたしました。本年度の決算見込みは約7,000万円の黒字が確保できる見込みであり、1年ぶりの黒字に転換となる予測です。病院建築後8年目を迎え、CT、マンモグラフィーを初めとした医療機器や電子カルテなどが更新時期に来ておりますので、医療の質を確保し、住民の皆様に安心を提供するためにも必要な投資を行ってまいります。

在宅生活支援事業会計は、在宅生活を支える地域密着型の訪問看護ステーションとして町内医療機関と連携し、効率的な業務運営と質の高い安心される訪問看護サービスの提供に努めてまい

ります。

以上が一般会計、特別会計及び企業会計の概要であります。本定例会では、このほか平成24年度補正予算、条例関係を初め総数で38議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明いたします。

以上、平成25年度南部町一般会計予算案を初め、付議案件に係る提案説明と主要施策について申し述べました。いずれの議案も特に町民生活に深くかかわり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ提案説明といたします。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をいたします。再開は13時30分。

午後0時31分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

ここで、議案第2号から第5号まで地方自治法第117条の規定により、景山議員が除斥の対象となりますので、景山議員の退場を求めます。

〔6番 景山 浩君退場〕

---

#### 日程第6 議案第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長、陶山です。よろしくお願いいたします。議案第2号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町自然休養村管理センター緑水園。
- 2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。
- 3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間と

いたします。

これは南部町自然休養村管理センター緑水園の指定管理を指定するに当たりまして、議会の議決をいただくものでございます。

これに先立ちまして、指定管理候補者選定委員会を2月14日に開催しまして審査をいただき、指定管理候補者として承認いただいております。

なお、旅館業法等係ります県への申請の必要があり、初日議決をお願いするものでございます。よろしく御審議ください。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 指定管理者の指定で、指定管理者の指定に至った経過ということ資料をいただいておりますが、私が聞きたいのは、このたび財団法人から株式会社に団体が移行するわけですが、その経過と、それから株式会社を設立する定款を全協で配付を要求しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 経過……（「経過と定款を」と呼ぶ者あり）定款じゃなくて質疑は……（「だから」と呼ぶ者あり）定款を出すか出さんかってこと……（「出していただく」と呼ぶ者あり）

仲田課長。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。定款を公開をいたしますことについてでございますが、株式会社緑水園の了解をいただきましたので、定款の公開はさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほか質疑ありませんか。（発言する者あり）

植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この議案を承認するかどうか、株式会社に移行することになったその経過、それから定款の中身について聞いてますけれども、説明なしに議決せよということですか。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。そうしますと、定款の方をお届けをさせていただきたいというふうに思いますので、しばらくお時間をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 3 4 分休憩

---

午後 1 時 4 1 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

質疑ありませんか。（「定款、経過」と呼ぶ者あり）

経過、重複しますけど、言ってください。

仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 植田議員の御質問でございます。緑水園が株式会社になった経過という御質問でございますが、公益法人改革という改革が平成 2 0 年の 1 2 月から公益法人制度改革 3 法が施行されまして実施になる運びになりました。

現在の法人は、特例民法法人という位置づけになりまして、2 5 年の 1 1 月末までに一般財団法人、あるいは公益法人、その他の法人になるという形態をとらなければ自動的に消滅をしようとする、解散をしようということになります。したがって、株式会社緑水園の場合は物販業等、営利を追求する形態をとっておりますので、株式会社というそういった形に移行するという選択肢をとったということが経緯でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 二遍したへんかいな。（「2 回、終わった」と呼ぶ者あり）終わったでしょう。（笑声）（「同じことを 2 回重複したから、今……」「答弁がなかった」と呼ぶ者あり）何が答弁がなかった……（「えっ」と呼ぶ者あり）何が答弁がなかった……（「だから、2 回って言われるんですけども、私たちは……」と呼ぶ者あり）

植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） この定款については、発行可能株式総数 4, 0 0 0 株というのを全額町が保有することになると思いますが、私が知りたいのはこの役員がどのようにして選定されたのかということが聞きたいんですけども、旧財団法人の理事会と今回の株式会社との移行との関係で役員選考はどのようにされたのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。役員選考につきましては、会社法の 3 8 条に発起人による役員選考という記述がございます。したがって、発起人であります町が役員を選考を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほか質疑ありませんか。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 指定管理者の指定のことと、それともう一つ、この定款についても聞きするんですけども、これ株式ということになると私も今もらって手元に届いたもので全部は読破しておりませんが、一応スタート時点は町が全株出資してここに4,000株とするとしてあるんですけども、それで次の第7条で株券の不発行ということがありますね、株券を発行しないということ。つまり、町が出したスタートの4,000株、これ以外はまだ株券を発行しない。会社ですからいかにあれであっても、個人的に自分も参加したいということがあっても、それは認めないということを示されているのかということ。

それから次、指定管理についてのことなんですけども、7個ですか、ここに審査のありますね。私は、いわゆるこの株式会社で出るということになると、独立、一応町が株主であるんですけども、運営については今まで理事会がやっていたんですけど、今度株式会社ということになると責任が一層深くなるというぐあいに私、理解するんです。当然、はっきりこの中で書いてあるかどうかはよくわかりませんが、社長、副社長、専務はもちろん以前からもあったんですけども、ほかの方の報酬というんですか、待遇、そういうことがどのようにになっているかということ。

それとあわせてここで審査内容が出ているんですけど、問題はこれからの運営方針というんですか、営業方針というか、事業計画ですね、そのことがどのようにされているか。これももう既にできておるんなら、それもぜひさせてほしい。この3点ですか、言いますから、よろしく願いします。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。まず、株券の発行ということでございますが、定款にうたってあります4,000株というのは、これは発行の最大発行株券の数ということで御理解ください。現実的には、町が保有しますのは1,000株ということでございます。それとあわせてこれ以外の株券の発行については想定をしないのかということでございますけれども、将来的には町民の皆様、あるいは地域の企業、そういった方々に緑水園の経営に参画をしていただいて株式を取得をしていただき、一緒にその緑水園の株主として地域の発展、そういったものをともに株主として目指していきたいというふうに考えております。まず、これが1点目でございます。

それから、報酬ということでございますけれども、これにつきましてはあくまでも株式会社緑水園の中での決定をされる事項でございますので、報酬がどのようになるかということは今この場ではお答えはできませんので、よろしく願いをいたします。

それと、事業計画ということでございますけれども、これにつきましては指定管理の申請時に

将来にわたって、3年間にわたってですが、事業計画というものをいただいて指定管理の審査会の方に審査の方をしていただいております。それをもとにしまして経営計画といいますか、事業計画につきましては緑水園の方から御提示いただいたものをご確認をさせていただきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1,000株で一応1,000万の出資でしたかね。ということは、これが全部株を取得されれば、4,000株が全部手元に届いたとすれば4,000万の出資と、総額ということになるというぐあいに思います。

それで、もう一つ聞いたのは報酬のことなんですが、当然役員になられた方は報酬があるいはかかわらず、いわゆる損益というんですか、会社が赤字が出たという場合、単年度決算でされればそのときについては弁償せいか補てんというわけだないですけども、責任のことについてはこの役員がやっぱり持つということで理解してよろしいでしょうかということが2度目の質問の最初です。

それから、ここでこの審査表で見られて事業計画がなつたと、それを見られてやられたということなんで、そこで私が見ると、効果的、効率的な経理に関する考え方でこれを見ますと、25満点の中で16とか、17、20なんですね。それで、これで審査会の方でゴーサインが出されたと思うんですけども、私はこれでいだろうかというぐあいに思うんですが、町としては評価としてはこれでよしとされるんでしょうか。欄外にあるんですけど、評価、よいが5で、悪いがずっとあって1になって、3は普通の要件を満たしているということなんですけども、非常に今こういう業種は厳しい状況なんですね。その中で、やはりもっと点数が上がらなければ、うかつと言ってはなんですが、軽々にやるべきではないではないかというぐあいに思うんですが、その点について大丈夫だという、そういう評価されているのでしょうか。これについて再度聞くものです。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。役職員の方々の責任ということでございますが、当然役職員の方々につきましては、経営に関する責任については、しかるべきその責任についてとっていただくという運びになると認識しております。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。審査会の中での先ほど亀尾議員さん、言われましたのは、こういう厳しい状況であるので、利益が必ず上がらなければいけないと、そうし

ないと大丈夫と言えない、今の状況で大丈夫と判断をしたかということでございますけども、全協のときもお話ししましたが、決して楽な経営ではないと思っております。厳しい経営だとは思っております。ただ、今まで30年という長きにわたって経営してこられまして、そのノウハウもあることがございますし、ここで形態が財団から株式に変わったからといって、それがゼロから始めるものではございません。その中で実績を踏まえてやっておられますので、そこは当然努力をしていただいて、より今まで以上にそういう気持ちを持って取り組んでいただくということで、審査会の方でも承認ということをしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ほかはございませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、4点だけ先にしてほしいということできょう議決するんです。

これ当初予算とも関連があるんですけども、それを待たずに議決するものですからお聞きするんですけども、まず1点目の自然休養村管理センター緑水園、全体では指定管理料が1,834万3,000円と言っているんですけども、この指定管理料、予算で見ると管理センター緑水園は委託料が1,035万円になっている。これ間違いなくってことですね、予算ではこの1,035万というのは、3年前の指定管理料と変化しているのってことなんです。以下、同じことをあとの3つの議案でも聞きます。なぜならば、全体での指定管理料が出ているんですけども、中では緑水園が1割もお客さんが減になったということも資料の中では書かれているわけですね。この予算をどう組み立てたのか、指定管理料ですね。それで増減はあるのかということを知りたいんです。それが1つなので、今回のこの緑水園については1,035万円で間違いなく、前回と比べての増減はあるのか。あるとすれば、その理由を答えていただきたいというのが1つです。

それと、2つ目、法人から株式会社が変わったというのは、中身はしてる人もそんなに変わらんよということかもしれませんが、法的に変わったんだから指定管理するに当たってのやっぱり契約書というのを交わしましたよね。その指定管理では、少なくとも株式会社が負担すべき内容と、指定管理に出している町が負担すべき内容で中身が変わったのかどうか。これがわからないので、当初予算の説明書には需用費と書いてあるんですけども、エアコンの修理費とか書いてあるじゃないですか。一体、どこまでがこの株式会社が負担して、町が負担するということを以前と比べてどこが変わったのか。これ、口頭ではなく、本来であれば文書等を出してこないといけないと思うんですよ。それをちょっと説明してほしい。でも、ちょっと口頭ではわからないと思うの



で、ちょっと考えてくださいね。

3つ目、これは本来であれば、そちらの方から株式会社になったとかの説明をしないとイケないと思うんです。なぜならば、法人化で町が100%出資してますからね。それで聞くんですけども、この定款出されて第24条の四角に当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。この場合の株主というのはだれを指すんですか。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。緑水園の指定管理料の増減といいますか、違いといいますか、まず昨年、24年に現法人の方で指定管理の議決の方をお願いしております。したがって、24年につきましては、緑水園が900万円で指定管理料……（発言する者あり）はい。（「1,035万は間違いなし」と呼ぶ者あり）間違いございません。（「間違いなし、135万円は、理由」と呼ぶ者あり）これまで財団法人緑水園という形で町の方も役員の方に関与させていただきながら、地域の発展について緑水園を中心にしながら行ってまいりました。しかしながら、株式会社になりまして役員といいますか、取締役等から町の者がそちらの方にはこのたびから入らなくなった、参画しなくなったということがございます。したがって、緑水園自体、経営的にも非常に将来的に不安も抱えていらっしゃるというのが現実なところかと思っております。したがって、そういった意味合いもあわせまして、指定管理料ということで今後の経営について町として安定経営を目指していただくための布石という形で指定管理の増減をさせていただいたと、こういう経緯でございます。

○議長（青砥日出夫君） 修繕代。（発言する者あり）

○産業課長（仲田 憲史君） 指定管理の契約ということでございますが、あくまでも内容的なものにつきましては現法人の内容と変わりませんので、契約については内容の大きな変化はございません。

それから、修繕等ということでございますが、指定管理につきまして5万円以上の大きな修繕につきましては、町の方で、行政の方で行うという規定になっておりますので、修繕についてはそういう対応の仕方をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 株主、だれを指すか。

産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。定款24条の株主はだれかという御質問でございますが、あくまでも全額出資の会社でございますので、町が株主であるというふうに認識

をいたしています。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3つした質問のうちの2点目についてわかりました。

1点目、株式会社になったことによって、900万円から1,035万に上がったと、そういうふうの説明を受けました。その中身を知りたいんですよ。いろいろ大変だから135万というのは、いわゆるつかみ銭というもんじゃないですか。135万が上がってきたのはどこが上がったのか。例えば指定管理料のどこが上がったのかということ具体的に教えてほしいというのが1つ。

3つ目の第24条の当会社の株主の中から選ぶのであれば、株主というのはあくまで町だというのであれば、今回取締役を選ぶというのは町と相談したということになりますよね。それについてです、でしょう。当会社の取締役は、株主の中から選任する。ということは、今の方々は株を持っている方ではないわけですよ。今の説明では、株主というのは南部町だということになれば、南部町の中から取締役を選任することになるわけです。というふうに解釈して……。違うんですか。そうであれば、何を心配しているかということ、町民の多くは全然あずかり知らないところで決まったものだから、一体母体はどこなんだろうかと。定款に書いてあるのは、取締役は株主の中から選任する。それが町だというのであれば、町のどの機関で取締役を出していこうかということ、だれが決めたのかということが説明できますか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。定款の24条にあります株主というのは町であるというぐあいにお答えをさせていただきましたが、今回の役員の方々の人選につきましては、先ほど申し上げましたように発起人が人選をするという、そういった会社法の規定がございます。したいがまして、今回の人選につきましては発起人である町の方で人選をしたという運びでございます。

それから、緑水園の指定管理の増になった内訳ということでございますが、緑水園の方からいただきました集計表の中では役員の報酬というところが増減要因かなというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかはございませんか。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点、教えていただきたいと思いますが、きょうもらった定款の後ろに同一情報の提供性の欄がありまして、これはいろんな附属資料だと思っておりますが、この中で

履歴事項全部証明書の中で、目的というところがあって全部で17項目ございますね。今回の指定管理については8項目でした。該当しないのが祐生出会いの館の管理運営と南部町健康増進センターの管理運営、アリーナですね、これ。板祐生の出会いの管理運営、教育委員会が絡んでおったじゃないかなと思う。アリーナは振興協議会だないかなと思ってますけども、この中には目的の中に入っているということの関連と、株式になっても簡易郵便局とかこんなのが可能かどうか、その点だけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。簡易郵便局につきましては、株式会社移行になりましても今の業務形態をそのまま株式会社の方で運営できるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 祐生。（発言する者あり）

産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。目的の中に祐生出会いの館管理運営並びに健康増進施設の管理運営ということをやっておりますが、将来的にはそういった株式会社であそこの緑水湖周辺を全面的に経営をし、地域のそういった発展に寄与していただきたいと、そういうような目的を持ちまして、こちらの方に記載をいたしておるものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今の説明、将来的に今の板祐生のことですね。郵便局はあそこになけな本当に困っちゃうんですね、周りの人が。それは大変いいことですけど、祐生出会いの館、昔は前から緑水園が管理しておって、なかなか低迷しておっていけなかったと、入場者もふえなかったと。それで、いつごろだったかな、教育委員会にさせていただき、中を杉本先生とか有名な先生にかわってもらって、一遍にグッズだかいろんなものが売れ出したり、入館者がふえたりしてうまくなったと。これはよかったかと、南部町文化の発祥の地点として少しずつ体裁が整ってまいったと。これをまたもとへ緑水園の方に、株式会社の方に戻されて、教育委員会とのパイプを切っちゃうというように解釈していいのかな。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 将来的には、あくまでもその株式会社で緑水園、町とが一緒に共同で出会いの館並びに健康増進の施設管理、こういったところが行政と民間の株式会社、そういった協力し合いながら管理の運営の方をできたらいいのではないかとというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。定款には必ずそこを受けるというものではないと思っております。これは可能性があって過去にはそういうことをしておりましたので、基本的に入ったものでございますけども、最大限の可能性のあるものを載せるわけでございますから、そういうことがあればすぐ受け入れるようなことができるような格好で書いてあるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません、2点だけちょっと教えてほしいと思います。

先ほどの指定管理料の件なんですけれど、25年度については3年間ですか、1,834万3,000円ということで過去3年間の実績を見ますと、1,883万6,668円というのが多分21年度の指定管理料、これは保険料とか修繕費も含まれているんですが、そういったものも含めてだと思えますけれど、実際的には今回は先ほど真壁議員の質疑はあったんですが、緑水園はふえているんですけれど、全体的には減っているということだというふうに理解していいのかなというところと、それからもう1点は、緑水園という名前の前に自然休養村管理センターという名前がついております。この自然休養村といいますのは株式会社緑水園が持っている施設ばかりではなくて、森林公園、西伯山菜、それからその奥にあります中谷園とか、そういったようなダム周辺の施設を含めて自然休養村ということになっているというふうに思います。この管理センター緑水園としての周辺の施設とのかかわりといいますか、責任といいますか、そういったものはどのように感じておられるのか、またそのような指導的なことを緑水園の方にも話をしておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。緑水園の指定管理料がふえたのと、その他の施設が増減はどうなるかという御質問でございます。緑水園と、それと林業者福祉施設の方でございますが、こちらの2点につきまして指定管理料の方はふえているという状況でございます。以下の施設につきましては同額でございます。

それから、緑水園周辺の環境を他の例えば南さいはく地域振興協議会等々と協力して、いかなる緑水園の環境整備を行うかというような御質問だったかと思いますが、現実的に今年度、緑水園周りの草刈りの作業等予算計上しておりましたが、南さいはく地域振興協議会と地域の皆さんに御協力いただきまして、そういった草刈り等の作業についても対応いただいておりますという状況でございます。したがって、緑水園並びに南さいはく地域振興協議会、あるいは地域の皆様、

そういった方々である周辺をみんな管理していくと、そういうような状況にあらうかというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 確かにその地域のひとと、それから協議会を含めた周辺の施設を管理している人たちとの協力というものは、連携というものはもちろん必要だと思うんですけど、それに対して今度はお客さんと呼び込むというところまでやはり管理センターとしてはそういったものも提供する責任というものもあるのではないかなと思いますけど、その点まで突き詰めたような形での対応といいますか、話し合いというのはいないんでしょうか。お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。緑水園と南さいはく地域振興協議会がそういうようなお話をなされているかどうかにつきましては、私の方でもちょっと把握をしておりますので具体的なお話はできませんが、ただ個々に対応させていただく中でお話を聞きますと、南さいはく地域振興協議会ではグリーンツーリズムということで、町外の子供たちを広く森林公園等々活用して呼び込みたいというふうに考えていらっしゃるし、また緑水園につきましてもジビエ料理等の提供によって、広く皆さんに緑水園の方でジビエのそういった料理を召し上がっていただきたいと、そういうような集客に向けてのビジョンを持っておられますので、それぞれが相乗効果を発揮して町内外から上長田地区への皆さんへの御参画を、それぞれが計画をなさっているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の指定管理、議案第2号ですけれども、私は今議会にこの株式会社の定款は真っ先に説明される内容だと思います。といいますのは、全株を町が保有して株主は今現在は町民全部です、そういう認識ですね、私は。そういうところから、まず町は説明責任を果たしてこなかったと思います。提出を要求して初めて出した、こういうことは問題だと思います。

それから、もう一つは、指定管理者の町の算定につきまして役員の報酬を135万でしたか、既に盛り込んでいると。大変厳しい経営が待ち構えていることははっきりしているわけですね。

そこに立ち向かっていくときに、私は報酬を出すべきではないとは思いませんけれども、経過を、実績を見ながら前もってそういう報酬を指定管理料に上乘せするようなあり方というのは問題だというふうに考えますので、反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、反対の中にあっただんですけど、確かに定款を出してちゃんと説明するというのは必要だったと思いますけれど、きょうなぜ、まずは初日の決議をしなくちゃいけなかったかということに戻りますと、これについてはきょう決議をしないと、4月1日からの運営に大変支障を来すというところから、きょう1日目の議案の提出に、きょうの議決になっております。そういったことを考えますと、きょうやっておかないといけないという部分と、やはり30年間続いてきましたこの緑水園、そして周辺の施設ですけど、この前の南部町の地域振興会、新しくできます株式会社緑水園にスムーズに移行していくというのは、町民の財産を守る、また町の一つの観光のシンボルであるところを守っていく、そういったところでは必ず必要であるというふうに思っておりますし、また指定管理についてもこの指定管理の委員さんが決められたとおり、新しい株式会社緑水園がそのまま続けて運営をしていくべきということも含めて賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これより、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第3号、公の施設の指定管理者の指定につ

いて。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町林業者等休養福祉施設でございます。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

議案第2号と内容は同じでございますが、このたびは場所を林業者等休養福祉施設、緑水園の奥側にある施設でございます。これにつきまして指定管理を指定するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

先ほど同様、2月14日に開催しました審査をいただきまして、指定管理候補者として承認をいただいております。よろしく御審議ください。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどと同じ質問です。当初予算で見ればこの林業者等休養福祉施設は、指定管理料は115万円、間違いありませんか。間違いがなければ前年対比、どうなっているのか、増減があればその理由を示していただきたいということです。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。林業福祉の施設でございます。先ほど申しましたが、24年に新たに指定管理をお願いいたしました。その時点で指定管理料につきましては、100万円の指定管理料でございました。このたびにつきましては、115万ということで指定管理の方をお願いをいたしましたものでございます。以上でございます。（「中身」と呼ぶ者あり）

中身につきましても先ほど申しましたけれども、町の方で応援をさせていただくという、そういったスタンスで指定管理の方にそういった形で決定をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この4つの議案は、委員会にかからないから聞いているんです。委員会にかかった段階ではどの施設でもそうですけれども、指定管理料の数字の根拠という数字が出てくるわけですよ。本来であれば、ここでそれをお出しにならなければいけないと思うんです。

この際求めます。何回も言うておりますけれども、根拠になっているこれは当初予算だっていうんですけど、ここで指定管理がこれでいいかどうかで問われているんですよ。それで、執行部から出てきている資料は、今回の4議案の金額出てこずに全体でこれだけだよって出てきているんですよ。少なくとも今回初日に議決してほしいというのは、私たちは譲歩しているんですよ。本来であれば2年も前からわかっていたことをこの期に及んで時間がないからやれというのもおかしい話だと思っているんです。それでもあえて丁寧にお聞きしているんですけども、本末転倒だと思いませんか。本来であれば、予算を通す側が金額は幾らでこういうふうになったと説明してくるのが本当だと思うんですよ。そういうことがありますので申しわけないですけども、この議案について15万がふえた根拠もわからないんですよ。説明なさっているのは、株式会社なのでやりましたよというのは、これでは議会がそうですかと言っても住民に説明できないんですよ。だから、求めておりますのは、この議案についての指定管理に至って前回の100万から115万になった理由ほどを聞いているんですよ。でも、やっぱり全部出してください。納得しない、議長。本来、そうです。委員会で審査するとき、これ全部出てくるんです、それを求めます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

休憩します。

午後2時23分休憩

---

午後2時26分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど緑水園の方で135万、今回で15万上がっているという内容でございます。今回15万ですね、合計で150万ということですが、内容的には23年の12月の審査会のときと、結局24年4月から指定管理が始まっておりますので、まだ1年経過してない段階ですので、基本的にはその23年の12月のときの審査会の経営内容でそれを通してやっていると。ただ、そこで違ったのは、今の135万と15万ということでございます。これについては株式会社の移行に伴いまして役員というのが変わりました、今までは無給の町の職員という格好だったわけでございますけども、その分で経費がかかってございます。本来、役員報酬というのは業績に応じて払うべきものという意見はあるかもしれませんが、とはいいいながら責任を持った中で動かしていただいている人、それで当然それは



高い給料を払っているわけではございませんでして、トータルで150万という中を話をさせていただいたと。これは指定管理料として、全体としてほかの経費も含めてお支払いいたしますので、その内容につきましては全体のところで必要などころにあてがってもらおうということがございますから、結果として150万ふえているわけでございますけども、役員報酬の目的だけという意味ではございません。以上でございます。

あとのついでに申しますと、あと6つ施設がございますが、これについては23年当時のものと変わっておりませんので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に反対をいたします。

先ほど議案第2号に続き、第3号は緑水園関係の指定管理をすることについての、いわゆる契約を、指定管理をしたいと思うが、どうかという議案なんですね。そこに出てきた資料が今後委員会でも審査することも含めて全体の指定管理料が上がってきているわけなんですよ。少なくとも私は、今2つ聞く限りでは株式会社になって、この2つについていえば前回から見ても金額が上がっていると説明なさっているわけですね。その中の中身について審査したいんですけども、それが本来、執行部から出るべきだと思うんですよ。非常に説明不足、説明責任が果たされていないというのが一つです。

それと、幾ら前回と同じだからいいだろうって言いますが、指定管理は3年ごとにして、3年ごとに金額を定めるというのであれば、その金額を定めるのが妥当かどうかというのを説明して議会にかけるとするのが執行部の責任ではないでしょうか。誤解のないようにとおっしゃいますけども、今の2つの議案を聞いていて費用が上がったのは株式会社になって役員報酬がふえたと言っていることだけなんです。心配しなくてもその分、あとの3つについてはお金が上がってきませんよって言うんですけども、そのような資料も出さずに口頭だけの説明で、この金額を認めようというのは非常に無理があると思いませんか。

私たちとしても、公の施設である緑水園が赤字出すより、住民に信頼されるような施設になっていくことを望んでいます。そのためには情報を開示して、なぜ株式会社になったかということ

も含めて住民にお伝えしなければならない立場にあるんです。なぜこのような方々が人事として選ばれたのかを含めて、議会としても住民に説明していく責任があると思っています。だから、資料を説明してこの金額になったということをあなた方が出さないで不十分な説明に終わる限り、私たちはそのことを批判して反対して、それを住民に伝えていくという立場をとるしかないということなんです。よくおっしゃられるように理解をしてほしいと言うのであれば、すべて税金で動いている会計であるならば、そのもとになっている根拠等を出していく責任があると思いませんか。そういう中で、本当に緑水園の計画がいいのかどうかということの中身が審査できていくというのが本来の姿ではないでしょうか。そういう点からいって非常に不透明であり、説明責任が果たされていない、何回も言って申しわけないですけど。

2点目、事業計画が示されていない段階で、役員報酬等を上げていくやり方では住民に説明がつかない。少なくとも当初予算通すから、仕方がないから通してくれという中ででも、これを通すに当たっては株式会社に当たって、先ほど口頭でも言っていたらっしゃいましたが、どのような事業計画を立てて改善しようとしているのかということがなければ認められない、これは当然ではないでしょうか。ましてや、赤字になったときにだれが負担するのかもわからない。そういう意味でいえば、すこぶる説明責任が問われる問題であり不十分だということと、事業計画等について町の責任についても説明がなされていないということで反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今回の議案の林業者等休養福祉施設なんですけれど、これだけ聞くとわかりにくいように別々の施設かなというふうに思われますが、先ほど議案の方が通りました緑水園、それから緑水園の湖面側に建っている中二階の建物が林業者等休養福祉施設なんです。これは本来でいけば一体化をした施設であって、同じ建物の中で経営をしているというふうに思います。これは当初建てたときに、緑水園が自然休養村整備事業、それから下の方が林業構造改善事業ですか、そういったのを建てられているから、こうやって別々に町の方としては管理を、委託を別々の方に指定管理料を出しているわけなんですけれど、だれが行ってみてもあれは一つの施設なんです。

同じように、説明不足だというふうにありますけれど、先ほどから言っております町の方からいただきました資料の310ページ、これは緑水園の指定管理料に関する資料です。それから、341ページ、これが林業者等休養福祉施設に関する資料です。これの下の評価を見ていただき

ますと、同じように1割ほど減少している、お客さんが1割ほど減っているということが同じような形で書いてあります。これは何かというと同じ施設だからです。同じようになっているからこのような格好になっているわけであって、全く説明不足だというのではなくて勉強不足ではないかなというふうにも思います。

それと、事業計画ですけど、それは審査会の方でしっかりと査定をして見ていただいた中で、この株式会社緑水園が適当であるというふうに認めてもらっているということになれば、それはそれで従っていくというのも一つの方法ではないかなというふうに思い、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第4号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第4号について御説明いたします。

議案第4号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。緑水湖教育文化施設です。いわゆる緑水湖研修センターでございます。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

概要につきましては、これまでの2案と同じでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回もお聞きするんですけども、18万9,000円がこの指定管理料なんですね。それで、勉強不足で非常に申しわけないんですけども、何回、349ページの指定管理料のところ、18万9,000円の中身知りたくて読んでも、指定管理料18万9,000円としか書いていないんですよ。勉強の仕方、教えてください。どこを読んだら18万9,000円の中身がわかりますか。

○議長（青砥日出夫君） 349……（発言する者あり）

産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。研修館の指定管理料18万9,000円ということでございますが、24年と指定管理の内容と変わってはございません。現段階で指定管理を行っていただいている、そういった内容と同じものだというので18万9,000円ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 計上の仕方として言っているのは、これが当初予算で、今回きょう議決しないで委員会に付託された場合は委員会でも審査できるんですよ、18万9,000円の中身は何かって聞けるんですよ。何回も言っているように、あなた方はここに書いてあることしか言っていないんですよ。18万9,000円の根拠は何かって聞いているんですよ。例えばあるでしょう、私が知りたいのは指定管理以外にも例えばこの中にAEDとか火災保険なんかは違うって言っているんですよ。指定管理というのは何をするのか。そんなことも知らんのかっていったら勉強不足かもしれませんね。しかし、これを説明する責任はそちらにあるんじゃないですか。簡単なこと、18万9,000円の積み立て根拠をしゃべってくれたらいいんですよ、違いますか。そういう文書が要るって言っているんですよ、きょう今、議決しようっていうのであれば。じゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 18万9,000円の中身ということでございますが、研修館でございますけども、企業の研修とか学生、ここにも書いてございますように、そういった合宿の利用を、利用に供しております。そういった研修、合宿の利用をよりスムーズにしていくと、そういうような内容の中身でこの指定管理料の方は計上させていただいております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公の施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めたいというのであれば、指定管理の中身と金額幾らなどしかるべき内容をしっかりと説明すべきだと、ここ、最低限のことだと思うんですよ。ちょっと頭、切りかえてほしいですね、課長だけじゃなく。委員会では確かにそういうことを聞けるかもしれんけど、きょう、今、議決しろって言っているんですよ。だから聞いているんですよ、何回も言うように。であれば、少なくとも議員の疑問に答える必要があるのだと思いませんか。疑問ではなくって、これは指定管理料は何か。例えば光熱費であるかもしれない。ここはどんな用に供するかということは別問題ですよ。何を指定管理料として払っているのかという中身のことを説明してくださらなければ、とてもじゃない、これ、反対理由は説明不足、説明できていない。本来、上程されてくるに当たってはそれぐらいの説明がなければ議員としてもそうですかっていうふうになりませんよ。決まっているんだから、前回も出したからいいだろうって言うんだったら議決なんか要らないってことですよ。その姿勢を厳しく指摘して、説明ができるだけの資料をしっかりとそろえて議案として出していただきたいということを求めて反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの真壁議員の質疑の方と今の反対討論なんですが、さっきまでは指定管理料がなぜ上がったのか、それを教えろということだったと思います。それは評価のところでは1割お客さんが減っているからこれでいいんじゃないですか、だから勉強不足だって言ったんです。今度はこの指定管理料の18万9,000円の中身を教えろ、それは今まで言ったことと取ってつけたような討論だと私は思います。

それで、この指定管理料というのは、お客さんで利用してもらった、先ほど課長が言われた部分とか、それから法定検査、浄化槽とか、そういったものを含めて年間人件費と電気代とか含めて経費が幾らかかるのか。その反対に、人件費等をその施設管理をするのにかかったのか。その差額というものをこの指定管理料だと思ってます。これが年間、計算して18万9,000円。

1年間、あそこの管理を責任持ってやって町から払うのは18万9,000円ですよ。決して高い金額ではないと思います。そういったことを理由に賛成とします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） かみ合わない賛成討論だと思いますので……（発言する者あり）  
反対をする立場で討論いたしますけれども、先ほどから私たちが聞いているのは指定管理料の中身で、その積算の根拠を聞いているだけの話なんです。（発言する者あり）板井議員は、わかっておられるから自分で自分を納得させておられるかもしれませんが、みんなの議員が認識を共有するためには執行部のきちんとした説明を求める必要があるんですね。

それが1点と、先ほど緑水園と農業者の指定管理料でちょっと戻って恐縮ですけども、1割の利用者の減少があったから指定管理料を増加させるというのは、これはちょっと乱暴な議論だと、その点も指摘しまして反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件に関してはちょっと賛成討論させていただきますが、今、共産党議員団がしつこく当然なことだとも……（「当然でしょう」と呼ぶ者あり）言っておられますが、やっぱり出された資料の数字の根拠というのは、きちっとしていただきたいのは私の気持ちでございます。恐らく連日、この質疑じゃないかなと推測はしておりますけども、それはそれとして今後はそのようにしていただきたいのですが、ここにありますように今回資料いただきました。株式会社になったということでありまして、前回の2号、3号とも人件費分がふえております。今までこれは町の職員が担当になっていましたので、その分が今度は株式になったので人件費が要ると、説明でございますが、そのふえた分はやっぱり株式会社になりましたので、費用対効果で自分のかかった費用は自分たちでもうけていただきたいというのが、これは当然の理でございます。今後ともこの緑水園が株式になったと同時にこういうことを、ちゃんと費用対効果をきちっと計算されてされると私は思っておりますし、この評価の委員さんが出された資料を見ましてもおおむね70点以上、ほとんどが70点以上では合格ラインなんですね。

一番よかったのが法人または団体として信頼性、経営が安定しており、施設管理、継続的、安定的な能力があるかっていうことで20点。これは今、中で最高の点ももらっております。ということは、株式会社になってこれからもっともっとやれるだろうということだと思っております。

一番皆さんが心配しておられたのは、今、利用者減ってことですね。この事業別説明にもありました、1割減になっているという。このことにしても利用者の増加による収支状況の改善に向けた経営がなされているのかということもいった点数が評価で一番最低な16点なんですね。こ

ういうことを気をつけて今後運営されれば、もう町からの支援はないでしょう。指定管理料だけでございますね。それに見合った分の仕事は必ずされると私は思っております。株式会社になりましたので、たしか責任は全部そういう役員にあります。そういうことをもって、今後はそういう70点以上の評価いただいております。

ということで賛成いたしますが、執行部といたしましても、今るる言われましたやっぱ数字の説明だけはきちっと納得できるようにしてあげていただきたいのは希望でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第5号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第5号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町バンガローでございます。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。バンガローに対する指定管理の承認でございます。

以下、先ほど来と同じでございますので、どうぞよろしく願いたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この南部町バンガローの指定管理料、幾らかというのは私、ちょっとね、それよう見つけなかったもので、できたら事業別説明資料の何ページにその内訳が載って

いるのかというのを教えてほしいというのが1点ですね。

それと、もう1点は、先ほど私は、細田議員が討論で勧めてくれたと思っているんですけど、指定管理料の積算根拠を明らかにしてくださらないもんだから、出てきた意見が要は差額を指定管理料で払うんだという暴論が出てきたわけなんですよ。そうであれば、先ほど細田議員が言っていた、もう株式会社になったんだから指定管理料以外は払わないので、あと足りない分はどうするのかじゃなくて、差額を指定管理料だといったら、もうけなかった差額を指定管理料で払うことになりかねないわけなんですよね。その辺を詰めていきたいから指定管理料の根拠って聞いているんですよ。恐らく先ほどの2つと違って今回のバンガローの分について指定管理料、結構な金額が上がるんじゃないかと思うんです。今、私、よう見つけられないので教えてくださいね、どこにこの数字があるのか。それは見てからじゃないとわからない、前年度と違うかどうかって今、わからないんですよ。

それと、2つ目、指定管理料というのは差額を埋めるための中身なんですか。それを説明するにはやっぱり積算根拠は要ると思いませんか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。バンガローにつきましては、指定管理料の方はお支払いをしております。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 指定管理はずっと……（発言する者あり）

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。指定管理料は差額を払うものかって話でございますが、決してそのようなものではないと思っております。確かに最初の管理料を設定するに当たっては収支計画を出してもらうわけでございますが、その中で確かにほかの指定管理料もそうなんですけども、最低限ここを維持する、自分の中でやっていけるというのをを出してもらうわけです。審査をするわけです。ですから、それが後から結果としてマイナスになったときに差額を補てんすべきような話ではないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。議案第5号、公の施設の指定管理の指定について、今、南部町のバンガローについては指定管理料がゼロということございましたけれども、この南部町バンガローといいますのは手数料で使用料が入ってきますね、当然。それから、当然施設の管理維持費もかかるとは思いますけども、その関係でそういうのはどういうところ



から出ているのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。バンガローにつきましては宿泊料でいただいております。その関係で、その中で十分に賄えるということでもございましたので、指定管理料をゼロにしているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 指定管理が差額を埋めるものではないというのは確かですね。お互いに勉強したと思いますが、それが1点ですね。

それと、先ほどこれ宿泊、バンガローが指定管理がゼロって言いました。少なくともどれぐらいの事業量をしているのかっていうのは知りたいですから、指定管理料、このバンガローというのは年間どれぐらいのお金が入ってきているんですかという点ですね。利用者数等、わかれば教えてください。わかればでなくて、教えてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。差額を埋めるものではないと一応解釈を間違えるといけませんので確認しておきますが、一番最初に審査に当たっては当然赤が出ないというものを出してこれられると思います。例えば経費が2,000万かかるところを1,000万しか必要ないものを差額を埋めるものではないと言いながら、それを500万しか出さないということはないと思いますので、あくまで受けるからにはそれなりの必要経費を持っていく。ただ、それが結果としてなっても追加をしないということを言っているわけでもございますので、必ずその差額を埋めるものではないと言いますと、出す根拠が全くなくなってしまうわけでもございますから、そういう話ではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、どのぐらいの経費かということですが、大体売上高で1,700万ぐらいということでも聞いております。これは年度によって下がると思いますが、現在1,700万ぐらい見込んでおられると。人数については、私は把握しておりませんので済みませんが、答弁を控えさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） バンガローの利用者数でございますけども、23年度で4,222人ということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これは2号から5号まで株式会社緑水園という、これまで財団法人であった団体が業態を変更されて指定管理を申請されたということですが、議案の第2号で私もやっと定款が示されまして、本当、全部をきちんと見る暇もなく是か非かという判断を迫られたわけですね。

2号のときにも言いましたけれども、この株式会社は町が100%出資した株式会社であります。その株式会社の代表権を持つような立場に私たちは今立たされたというふうに思っているんですけども、そこでいきなり定款を示されてこれでどうだと言われたんでは、十分な検討もする時間がなかった。そういう説明責任を当局は果たしていないということを1つ目には言いますし、それから役員を選考が不透明だということを再度申し上げなければいけません。町が発起人という形で役員人事されたということですが、町が発起人というのは具体的にどういうことなのかというのが全くわからない、私にとってはわかりません。そういう役員の人事についても、大変私はこれからの経営を担っていかなければならない責任重い方々で本当に頑張っていたきたいんですけども、その辺の不透明さが残っているということを指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。今の株式会社緑水園でございますが、町の立場とするならば先ほども説明がありましたように、1,000株、1,000万円の株主であるというふうに私は認識しております。ですから、株主ですから意見を言える権限は、私はそういうふうに理解しております。

それと、先ほど説明がありましたように、指定管理料がゼロだという中で今、説明聞きますと、利用される方が4,000人ですね。それに対して利用料が1,200万という、私は全然反対するあれがないというふうに理解しております。したがって、私はすばらしい施設であるという町外の方からも聞いております、物すごい評判がいいです。したがって、私は総合的にこの案件に対しては、議案に対しては賛成するものです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第5号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで 15 分休憩をしたいというふうに思います。再開は 3 時 15 分です。

午後 2 時 59 分休憩

---

午後 3 時 15 分再開

○議長（青砥日出夫君） それでは、再開いたします。

では、地方自治法第 117 条の規定による除斥の対象となる議案が終わりましたので、景山議員の入場を許可します。

〔6 番 景山 浩君入場〕

---

日程第 10 議案第 6 号 から 日程第 24 議案第 20 号

○議長（青砥日出夫君） お諮りします。このたび地方自治法第 117 条の規定される除斥の必要がありますので、分割して提案説明を受けたいと思います。

まず、日程第 10、議案第 6 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 24、議案第 20 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてまでを一括して説明願ひ、続いて、日程第 25、議案第 21 号、公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第 28、議案第 24 号、公の施設の指定管理者の指定についてまでの説明を願ひ、その後、日程第 29、議案第 25 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてから、日程第 43、議案第 39 号、平成 25 年度南部町在宅生活支援事業会計予算までの説明を受けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 6 号から日程第 24、議案第 20 号までの提案説明をお願いします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

---

議案第 6 号

平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

平成24年度南部町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,829,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

以上でございます。

そういたしますと、16ページの歳出の方から御説明いたしますので、16ページをお開きください。

まずは、前段に今回の3月補正につきましては、かなりの部分が事業費の確定等によります減額となっておりますので、よろしく願いいたします。

主なものを説明してまいります。16ページの、まず2款総務費、1項1目の一般管理費でございます。881万円を減額いたしまして、4億804万4,000円とするものでございます。この主なものといたしまして、賃金590万6,000円の減額があります。これにつきましては臨時職員の雇用賃金を減額しておりまして、当初4名分を計上いたしておりましたが、3名となったということと、それから途中から採用ということになりますので、大幅な減額になっております。

それから、次ページの方ですが、総務費の1項総務費、20の諸費でございます。439万3,000円を増額いたしまして、2,091万6,000円とするものでございます。これは償還金でございまして、町民生活課の方で子ども手当の負担金の関係の額の確定がございましたので、多くもらっておりますものを返すものでございます。この予算化で401万8,000円をする

ものでございます。

それから、次ページの方に移っていただきまして、18ページでございます。民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。765万8,000円を減額いたしまして、2億9,094万7,000円とするものでございます。この主なものにつきまして、繰出金のところがございますが、130万8,000円の減額でございますけれども、これは国保会計への繰出金でございますが、額の確定により繰り出す額を減額するものでございます。それから、右の方の下の方にありますが、地域生活支援計画策定モデル事業でございますが、これは計画策定が25年度になったということでございまして、268万8,000円を減額するものでございます。

それから、次ページですが、4目の高齢者福祉費でございます。500万を減額いたしまして、4億4,690万7,000円とするものでございます。減額の主なものといたしまして、負担金補助及び交付金400万の減額がございまして、これにつきましては地域生活支援システムモデル事業のうち工事費に係ります部分が減額となっております。失礼しました。この事業は25年度に移る分がございまして、運営費がことし要らないということになりましたので、この部分の金額を減額させていただいております。

それから、6目の後期高齢者医療費でございますが、366万9,000円を減額いたしまして、1億8,552万3,000円とするものでございます。主なものは、負担金補助及び交付金でございまして、354万8,000円の減額をいたしております。これは後期高齢者の医療者の給付費ということでございまして、額の確定によるものでございます。

次、下段の方になりますが、民生費の児童福祉費、1目の児童福祉費総務費でございます。178万5,000円を減額いたしまして、425万3,000円とするものでございます。この主な減額といたしましては、委託料の方が減額になっておりますが、これは助産施設・母子生活支援施設の入所措置でございますけれども、該当者がいなかったということで減額させていただくものでございます。

2目の児童措置費でございますが、445万3,000円を減額いたしまして、765万7,000円とするものでございます。これは委託料の項目で児童措置費の中の施設広域入所の数が減りましたので、これに係りますものを445万3,000円減額するものでございます。

その下の3目の子どものための手当費でございます。1,743万9,000円を減額いたしまして、1億8,250万4,000円とするものでございます。これは子どものための手当の額が確定いたしましたので、そのために減額をするものでございます。子どものための手当が1,521万円を減額するものでございます。

20ページに移っていただきまして、民生費の児童福祉費、5目の保育園費でございます。632万2,000円を減額いたしまして、3億6,979万7,000円とするものでございます。主な減額といたしまして、報酬の402万3,000円がでございます。これはすみれ保育園、ひまわり保育園の非常勤職員の関係で、それぞれ1名ずつの減となっております。これにつきましては募集をしましたが、人の手当てができなくて雇用ができなかったということで減額になっているものでございます。

それから、その下の方ですが、子育て支援費、6目でございます。534万6,000円を減額いたしまして、2,761万2,000円とするものでございます。主なものは賃金ということで、放課後児童健全育成事業でございます。利用者が減になったということでございまして、それに伴う指導員の賃金ベースが下がった、賃金の必要額が下がったということでございます。490万6,000円の減額でございます。

次ページに移りまして、生活保護費の2目扶助費でございます。4,233万6,000円を減額いたしまして、1億743万8,000円とするものでございます。これは生活保護の扶助費でございますが、主に医療費扶助の関係が減少になりまして、4,233万6,000円を減額させていただくものでございます。

それから、下段の方になりますが、衛生費の病院費、1目病院費でございます。1億53万6,000円を増額いたしまして、4億2,140万1,000円とするものでございます。これにつきましては西伯病院の方に補助金を出しておりますが、地方交付税の額の確定によりまして、その分、病院に関係する部分を補助金として増額するものでございます。

22ページに移らせていただきまして、衛生費の上水道費、1目上水道費でございます。8,536万5,000円を増額いたしまして、1億5,265万8,000円とするものでございます。内容といたしまして、水道統合事業（経済対策）でございますが、この関係で8,536万5,000円を増額するものでございます。

それから、次の農林水産業費、1項の5目農業振興費でございます。2,536万3,000円を減額いたしまして、1億2,655万3,000円とするものでございます。これにつきましては事業費の額の確定によりまして、減額というのが主でございます。負担金補助及び交付金のところ、2,541万3,000円を減額しておりますが、内訳につきましてはそれぞれ右の方に書いておるところでございます。

次のページでございます。農業費の7目緑水園管理費、自然休養村の整備費でございます。1,151万6,000円を減額いたしまして、1,267万7,000円とするものでございます。

これにつきましては貸付金の方の減額が1,000万になっております。これは緑水園の方に貸付金を必要があれば貸すことにしておりますが、今回必要ございませんでしたので、貸し付け実績がないということで減額をしております。

その下段の10目地籍調査費でございます。736万3,000円を減額いたしまして、9,213万4,000円とするものでございます。これにつきましては地籍調査事業の中で、調査実施計画区域の変更がございまして、事業費の量が減ったことによるものでございます。

それから、下の方になりますが、林業費でございます。2目の林業振興費でございます。633万1,000円を減額いたしまして、5,611万7,000円とするものでございます。この減額の主なものといたしましては、竹林整備事業の関係で予定しておりましたが、竹林整備事業が県の予算の枠が減った関係で実施できない分がございまして、この部分で443万1,000円を減額するものが主なものでございます。

次、はぐっていただきまして、24ページでございます。下段の方ですが、土木費の道路橋梁費の2目道路新設改良費でございます。5,330万8,000円を増額いたしまして、2億472万2,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、減額となりましたのが町道ニュータウン線の改良事業、これは土地の用地取得が困難ということで減額をさせてもらうものでございます。町道入蔵線の改良事業につきましては、国の経済対策により今回事業費計上しております。それから、その下の道路橋梁補修事業、それからストック点検事業、これも経済対策ということで同様に今回24年の補正予算にさせていただくものでございます。主なものはこうということで、委託料、工事費の方が増加しております。減額もございますが、差し引きで5,330万8,000円を増額ということになります。

次ページの3目の道路維持費でございます。873万円を増額いたしまして、5,683万5,000円とするものでございます。これにつきましては使用料でございますが、除雪にかかる経費がふえたということで873万円を増額させていただくものでございます。

次に、公園費の方ですが、2目の公園整備費、3,862万円を減額いたしまして、1,038万円とするものでございます。これは東西町の公園整備ということで予定をしておりましたが、県の道路事業の関係で延びるということになりまして、今回落とさせていただくものでございます。その工事費、それから委託料等でございます。

一番下になりますが、消防費の1目非常備消防費でございます。562万8,000円を減額いたしまして、3,332万6,000円とするものでございます。これは防災行政無線をデジ

タル化する事業でございますが、そこの委託料につきまして、実績によりまして減額するもの  
でございます。

26ページになりますが、消防施設費でございます。241万7,000円を減額いたしまし  
て、1,329万4,000円とするものでございます。主なものは防火水槽の新設事業の関係  
で、工事費が入札減によりまして余りが出たということで、この分を減額させてもらうもの  
でございます。

次、教育費の方でございますが、2目の事務局費でございます。201万4,000円を減額  
いたしまして、8,416万4,000円とするものがございます。主なものといたしましては、  
児童生徒の就学援助・奨励等ございまして、100万円の減額。学力向上ステップ事業という  
ことで、これは別な事業で対応したということで52万6,000円等の減額がございます。

次に、次ページになりますが、小学校費の方で1目の学校管理費でございます。367万8,  
000円を減額いたしまして、6,554万2,000円とするものがございます。これにつき  
ましては減額の主なものといたしまして、小学校の方の管理費でございます。共同事業等により  
まして、事業費が減少したものにつきまして減額をさせてもらっております。

それから、次の中学校費でございますが、1目学校管理費でございます。1,065万7,0  
00円を減額いたしまして、1億990万7,000円でございます。これにつきましては南部  
中学校のバリアフリー化改修が終わりまして、この実績によりまして減額をさせてもらうもの  
でございます。

次の2目の教育振興費でございますが、290万7,000円の減額で、1,265万1,0  
00円とするものがございます。主なものは使用料及び賃借料のところございまして、そこで  
バスの借り上げ等を南中、法中で予定しておりましたが、その部分がかなり少なくなったとい  
うことございまして、この分の減額が主なものがございます。

それから、28ページは飛ばさせていただきます、29ページの公債費の利子でございます。  
554万3,000円の減額で、9,913万8,000円でございます。これは24年度に利  
率の見直し等がございまして、この関係で利息の方が減ったということで減額をさせていただ  
くものがございます。

歳入の方を説明いたしますので、10ページの方にお戻りください。歳入の方を御説明いたし  
ます。

まず、2款の地方譲与税から、このページの一番下になります9款の地方特例交付金までは、  
これは額の確定によりまして減額させていただくものがございますので、御了解いただきたいと



思います。

10 款の地方交付税、地方交付税の1 目地方交付税でございます。1 億8,084 万9,000 円を増額いたしまして、32 億3,084 万9,000 円とするものでございます。これは普通交付税の額の確定によるものでございます。

中ほどですが、国庫支出金でございます。1 目民生費国庫負担金でございます。2,869 万6,000 円を減額いたしまして、3 億2,923 万4,000 円とするものでございます。減額の主なものは、生活保護費の負担金でございます。これも実績見込みによりまして、3,175 万円を減額する予定にしております。

その次ですが、国庫支出金でございます。1 目土木費国庫補助金、4,569 万5,000 円を増額いたしまして、1 億2,022 万とするものでございます。これは防災・安全交付金ということがございますが、経済対策の方でつく事業でございまして、町道の舗装とかストック点検、道路橋梁費の補修等に使う予定で組んでおるところでございます。

次の民生費の国庫補助金ですが、329 万円の減額で、1,136 万4,000 円でございます。主なものは社会福祉費補助金ということで、セーフティネット支援対策等事業費補助金でございますが、この部分が減額になったものでございます。これが地域生活支援計画策定モデル事業を25 年度に実施ということになりましたので、その関係で減らさせていただくものでございます。

12 ページの方にお移りください。引き続き国庫支出金の中の国庫補助金でございます。4 目の教育費国庫補助金812 万円を減額いたしまして、1,216 万8,000 円とするものでございます。学校施設環境改善交付金ということで南中の大規模改修の関係で、額の確定によりまして減額をさせてもらうものでございます。

それから、6 目の総務費国庫補助金でございます。325 万5,000 円を増額いたしまして、325 万5,000 円とさせていただくものでございます。これは地域の元気臨時交付金ということで今回の経済対策に絡んだものでございますが、ストック点検の事業に充てるものでございます。

次、15 款の県支出金、県負担金、1 目の民生費県負担金でございます。322 万7,000 円を減額させていただきまして、1 億5,047 万2,000 円とするものでございます。主なものといたしまして、4 節の国保基盤安定負担金でございますが、これにつきましては額の確定によるものでございます。それから、7 節の生活保護費負担金につきましても額の確定の見込みによりまして減額させていただくものでございます。164 万7,000 円の減額でございます。

それから、その下になりますが、県支出金の県補助金でございます。2目の民生費県補助金でございます。526万6,000円を減額させていただきまして、8,398万円とするものがございます。これにつきまして主なものは、高齢者福祉費補助金でございますが、233万3,000円を減額させていただいております。これは地域生活支援システムモデル事業ということでございますが、先ほど支出の方で申し上げましたが、25年度の事業になったことによりまして、今年度の運営費部分が不用になったということでございます。これに関係します補助金を減額するものがございます。それから、児童福祉費補助金でございますが、293万3,000円の減額でございます。主に子どものための手当システム改修補助金でございますが、改修が小規模になったということで、この部分が222万9,000円の減額が主なものがございます。

次のページに移らせていただきまして、4目の農林水産業費県補助金でございます。1,267万7,000円を減額いたしまして、1億4,160万4,000円とするものがございます。主なものは農業費の補助金の中で上の方に書いておりますが、中山間事業の直接支払い推進事業補助金、地籍調査の補助金、チャレンジプランの補助金、6次産業化総合支援事業補助金ということで、これはすべて実績によります減額でございます。

下段の方、18款の繰入金になります。基金の繰入金でございます。1目財政調整基金繰入金でございますが、1億円を減額いたしまして、ゼロ円とするものがございます。これは繰り入れの必要がなくなったということでございまして、減額をさせてもらうものがございます。

その次の減債基金の繰入金でございますが、2,700万円を減額いたしまして、2億1,000万円とするものがございます。これは減債基金の方から繰り落としたものを減額するものがございます。

4目の公共施設整備基金繰入金でございますが、1,800万を減額いたしまして、1,038万円とするものがございます。これは天津運動公園の予定をしておりましたが、天津運動公園が延期になったということでございまして、これに係る分を減額させていただくものがございます。

それから、14ページの方に移らせていただきまして、19款の繰越金でございます。1目繰越金です。5,900万8,000円を増額いたしまして、2億7,548万5,000円とするものがございます。これは前年度繰越金の残りの額を計上させていただいております。

次、20款の諸収入でございます。2目農林水産業費貸付金元利収入1,190万円を減額いたしまして、5万円とするものがございます。内訳といたしましては、農業費の貸付金元利収入

ということで、緑水園の運営費の資金の貸付金元利収入を1,000万円、これは貸し付けの実績がないということで減額させていただくものでございます。あと、鳥獣被害の林業費の方ですが、林業費貸付金元利収入でございますが、190万減額。これは鳥獣被害対策の事業貸付金ということで、事業のために貸し付けを予定しておりましたが、事業希望がなかったために減額するものでございます。

下の方になりますが、諸収入の雑入でございます。4目雑入1,813万6,000円を減額させていただきまして、9,722万円とするものでございます。主なものにつきましては、天津運動公園の移転補償金が2,062万円の減額でございます。これは先ほど申しましたが、天津運動公園の方の事業が次年度以降になったということでございまして、補償費の方も今年度の収入がございませんので、減額にさせていただいたところでございます。

次、町債の方でございますが、21款でございます。1目土木債でございます。2,400万円を増額いたしまして、6,910万円とするものでございます。これは道路橋梁事業債ということで主に道路整備事業債、ここで町道入蔵線、あるいは道路橋梁費の方でさせていただくものでございます。

3目の消防債でございます。760万円を減額いたしまして、1,520万円でございます。これは防火水槽の整備事業の関係で、実績によりまして減額になりましたので不用額、それから防災行政無線デジタル化事業でございますが、これにつきましても実績で減りましたので、その分の起債の額を減らすものでございます。

4目の教育債でございますが、270万を減額いたしまして、4,350万円でございます。これは南部中学校のバリアフリー化改修事業の方も終了いたしましたので、その不用部分を減額するものでございます。

5目の衛生債でございますが、4,260万円を増額いたしまして、6,660万円とするものでございます。これは水道統合事業に伴いまして、今回増額をさせていただくものでございます。

6目の臨時財政対策債でございますが、8,750万円を減額いたしまして、2億6,270万とするものでございます。これは地方交付税の額の確定によりまして、交付税の方がちょっと多く来ましたので、それに伴いまして発行額が減少したということでございまして、限度額を出させていただいております。

6ページの方にお戻りください。以上、歳入、終わりますけれども、第2表の繰越明許費でございます。民生費の社会福祉費、地域生活支援システムモデル事業でございますが、1,000万

を繰り越しをお願いしたいと思います。これは次年度に事業がなったということございまして、工事費部分を繰り越すものでございます。

4 款の衛生費、4 項の上水道費、事業名といたしましては水道統合事業でございます。これは経済対策の方で行っておりまして、8,536万5,000円を繰り越すものでございます。今回、経済対策の予算はつきませんが、今年度事業はできませんので、25年度の方で実施をするということで繰り越しをお願いするものでございます。

5 款の農林水産業費で、2 項の林業費でございます。緑の産業再生プロジェクト事業ということで、これは境界確定の件でございますが、ちょっと筆数が多くてなかなか立ち会いがうまくいかなかったということがございまして、90万円を繰り越させていただくものでございます。次に、同じく農林水産業費で、林業費でございます。全国植樹祭準備事業ということで1,073万8,000円を繰り越させていただきます。これは枯れ松伐倒の関係が、今回事業の方が実施が完了しておりませんので、繰り越させていただくものでございます。

次、7 款の土木費、2 項の道路橋梁費でございます。その中で町道入蔵線改良事業2,500万円、道路橋梁補修事業3,600万円、それからストック点検事業930万円、これにつきましてはすべて経済対策の方で事業がついておりまして、24年度実施が困難でございますので、繰り越して事業を実施したいと考えております。全額繰り越しでございます。

8 款の消防費、2 項の消防費でございますが、地域防災計画・防災マップ改訂事業でございます。事業の方は3月で終了する予定にしておりますが、印刷の方がずれ込む予定でございますので、印刷費の方の100万円を繰り越させていただきたいと考えております。

合計で1億7,830万3,000円が今回の繰越明許費の方でございます。

次の7ページでございます。第3表、地方債補正でございます。

今回、変更でございます。起債の方法、それから利率、償還の方法につきましては、変更後も移動がございません。

限度額の変更でございます。まず、辺地対策事業でございますが、これは町道の関係で町道鎌倉線、それから入蔵線の関係で事業費がふえますので、増額をさせていただくものでございます。1,870万円から2,120万円をお願いするものでございます。

道路整備事業債でございますが、これは寺内天萬線、賀祥今長線、それから橋梁補修、それから町道入蔵線等ございまして、2,640万円から4,790万円に変更させていただくものでございます。

防火水槽整備事業債ですが、それと防災行政無線デジタル化改修事業債、南部中学校バリアフ

リー化事業につきましては先ほど申しましたが、事業費の確定によりまして限度額を減少するものでございます。

水道統合事業につきましては、経済対策により追加事業になりましたので、この分を2,400万円から6,660万円に増額をお願いするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、3億5,020万円を予定しておりましたが、先ほど申しましたように地方交付税の方がふえたということになりましたので、限度額が下がりました関係で2億6,270万円と限度額を変更させていただくものでございます。

済みません、ちょっと修正、申しわけありませんが、先ほど表の中で第2表の地方債補正となっておりますが、これ第3表の方に訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

それから、30ページの方をお開きください。一般会計の給与費の明細表でございます。

特別職の方でございますが、これは特別職といいますと、町長、副町長、それから教育長とある……。3人分組んでおりますが、このほかに非常勤職員と、それから各種審議委員会の委員というのもすべて入っております、それがその他の特別職というくりになっております。今回446万8,000円の報酬の減額、それから給与の方が63万2,000円の減額が主でございますが、給与の方につきましては12月の議会でありましたが、報酬のカットの関係等で減額となっております。あと、報酬につきましては、先ほど保育園の非常勤職員の減額というのは話をいたしました、その分が主なものでございます。

次の、31ページの方ですが、一般職の方でございます。給料の方で202万1,000円の減額、職員手当429万5,000円の減額、あと共済費の方で99万5,000円の減額となっております。これにつきましては主に病休者等によりまして出たものでございます。当初の予定では一応復帰ということで職員分を組んでおりますので、その関係等で減少になったものでございます。

32ページの方につきましては、その増減の内訳が書いてございます。

それから、33ページでございますが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

これを見ていただきますと、普通債の方では当該年度末現在高の見込み額につきましては、39億4,239万9,000円、災害復旧債で6億4,170万6,000円、それから臨時財政対策の方で29億270万5,000円、合計で74億8,681万円の予定でございます。

当該年度中の増減見込みをここに書いておりますが、当該年度中の起債見込み額が4億8,690万、年度中の償還元金の見込み額が8億4,637万8,000円ということで、差し引き

3億5,947万8,000円が減額するという予定でありまして、引き続き町債の方の残高の減少にも努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議の方をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。議案第7号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

---

#### 議案第7号

#### 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,941千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

今回の補正は、12月診療分までの実績額と、あと交付金などの変更申請をいたしまして、額がほぼ確定しておりますので、決算見込みによる補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

9ページをお願いします。1款1目一般管理費の23万1,000円を増額し、693万9,000円とするものでございます。これは制度改正によりまして、70歳から75歳までの方の自己負担割合1割というのが延長になったということで、それに伴いまして新しく受給者保険証を交付するものにかかる費用でございます。

2款保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費を924万6,000円増額し、7億6,947万1,000円とするものでございます。これも12月診療分の実績によりまして、24年度の決算見込み額で補正させていただいております。

5 目審査支払い手数料も決算見込みによる増額補正です。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費を 4 2 7 万 9, 0 0 0 円増額し、9, 2 8 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。これも実績による決算見込み額でございます。

2 目退職被保険者等高額療養費も同様に、決算見込みにより増額をお願いするものでございます。

次、1 0 ページでございます。4 項の 1 目出産育児一時金を 8 1 万円増額し、3 3 3 万円とするものでございます。これは当初予算で 6 件の出産を予定しておりましたけれども、それを全額給付しておりまして 3 月にまだ 2 件出産予定がございますので、増額の補正をお願いするものでございます。

6 款共同事業拠出金、1 項 1 目の高額医療費拠出金を 1, 1 2 5 万 2, 0 0 0 円減額し、2, 4 2 1 万 1, 0 0 0 円にし、それから 3 目の保険財政共同安定化事業拠出金を 1, 1 8 7 万 7, 0 0 0 円減額し、1 億 1, 5 4 2 万 6, 0 0 0 円にするものでございますが、これも額の確定見込みによりそれぞれ補正をお願いするものでございます。

7 款の保健事業費でございます。これは職員の異動によりまして人件費を 2 1 3 万 1, 0 0 0 円減額いたしまして、総額が 1, 1 0 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

その下の方ですが、8 款諸支出金の直営診療施設勘定繰出金 5 6 9 万 5, 0 0 0 円増額し、5 6 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。これは西伯病院が行っております保健事業などの業務に対して特別調整交付金が交付されますので、それを支出するものでございます。

その下のページですが、9 款前期高齢者納付金等でございます。これも額の確定により 2 6 万 6, 0 0 0 円を減額し、1 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、歳入の方、6 ページにお返りください。歳入についてでございます。1 款 1 目一般被保険者国民健康保険税を 1, 1 9 4 万 9, 0 0 0 円減額し、2 億 1, 1 6 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

また、2 目の退職被保険者等国民健康保険税を 4 2 3 万円減額し、2, 6 4 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。これは今年度の国保の税率を 5 月に決定しておりまして、議会で議決いただいております、それにより健康保険税を計算いたしまして、収納率は 9 2 % 程度見込み額として予算しております。

その下の 7 ページでございます。3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、2 目の高額医療費共同事業負担金、4 目の後期高齢者負担金でございます。これは歳出の療養給付費等の見込みによりまして変更交付申請をしておりまして、その額の確定見込みによりまして療養給付費

等の負担金を1,729万3,000円増額し、高額医療費共同事業負担金を281万3,000円減額し、後期高齢者負担金を199万3,000円減額するものでございます。

2項1目財政調整補助金、特別調整交付金を569万6,000円増額するものでございます。これは先ほどの西伯病院の方に繰り出します事業に交付されるもので、全額繰り出しでございます。

3目高齢者医療制度補助金23万1,000円でございますが、これは歳出の方でありました事務費の増額に対する補助金でございます。

4款1項1目療養給付費等交付金でございます。これは退職被保険者療養給付費等の交付金額の確定により、292万7,000円を増額して、1億2,251万8,000円とするものでございます。

6款県支出金でございます。これも高額医療費共同事業負担金の交付額の見込みによりまして、国庫支出金と同額の281万3,000円を減額し、605万2,000円とするものでございます。

次、8ページでございます。7款共同事業交付金ですが、これも交付額の見込みによりまして、1目の高額医療費共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金を減額するものでございます。

10款の繰入金です。一般会計繰入金を130万8,000円減額し、6,457万1,000円とするものでございます。これは出産育児一時金などの法定繰入金で、決算見込みによるものでございます。

2目基金繰入金を498万7,000円増額し、7,823万7,000円とするものでございます。これは今回の補正で決算見込みによりまして財源不足が生じますので、基金の取り崩しをお願いするものでございます。

最後の方、12ページ、13ページですが、人件費の移動がございましたので、給与費明細を載せております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 課長にちょっとお話ししておきますけど、委員会での質疑、聞き取りがございまして、なるべく大きく、いわゆる減額になったとか特別なところだけを集中的に説明いただき、早い説明としていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○町民生活課長（仲田磨理子君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。



○町民生活課長（仲田磨理子君） 失礼します。続きまして、町民生活課長でございます。議案第8号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

---

議案第8号

平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度南部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,553千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,258,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

歳出の方から御説明いたします。

5ページをお願いいたします。主なものということですので、ほとんど同じなんですけども、後期高齢は保険料をいただいて連合会に納付しているのが主な事業でございます。その中でこの支出の中では、4款の保険事業費が193万減額しております。これは後期高齢者の方の健康診査事業でございます。当初で100人程度見込んでおりましたけども、実際の健診を受けられた方の人数が大体決まってきましたので、それによる減額でございます。

あと、歳入の方ですけども、上の4ページをお願いいたします。これも実績見込みによりまして、保険料の確定による減額でございます。大きなものは、先ほどの健康事業に対する諸収入として一番下の段ですけども、5款諸収入の雑入として委託金が193万減額になっております。

簡単過ぎてことはないと思いますけど、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。議案第9号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

議案第9号

平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

本会計につきましては、歳入につきまして実績見込みに基づきます補正予算をお願いをするものでございます。

そうしますと、4ページをお開きをいただきたいと思います。簡単にとということでございますので、特に4款諸収入等につきましては、それぞれ新築資金、改修資金の現年分、滞納分につきまして冒頭申し上げましたように、実績見込みによる補正予算の計上をしてございます。

なお、補正後の合計はゼロ円、差し引き合計はゼロ円でございますので、補正後の歳入合計につきましては、補正前の額と同額の251万8,000円でございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長(青砥日出夫君) 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長(仲田磨理子君) 議案第10号、南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、御説明申し上げます。

---

議案第10号

平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度南部町の墓苑事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

予算の総額には変わりはありませんけども、4ページをお願いいたします。墓苑会計ですけども、墓苑の使用料の収入をもって償還をして会計を保つように予算をしておりましたけども、24年度は償還がとても多く、返される方が多くて売れる方が少なかったものでして、歳入に不足をしておりますので、一般会計繰入金で77万3,000円をお願いする予算としております。

予算の総額は変わりませんが、一般会計繰入金を77万3,000円を補正いたしまして、117万7,000円とするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。議案11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

---

議案第11号

平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月 5日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

ということでした、歳出、4ページを開いてください。これは人事異動による人件費の増減に伴うものでして、4,000円の減額としております。

それに伴い、上の歳入で一般会計繰入金を4,000円減額したということでございます。

また、給与明細書につきましては5ページにありますので、ごらんください。どうぞ審議をよろしく願います。

続いて、よろしいでしょうか。議案12号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

---

議案第12号

平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月 5日

南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

ございまして、4ページを開いて、歳出でございます。これも人事異動による人件費の増減に伴う補正でございます。32万7,000円の増額でございます。

その上が歳入でございまして、その分32万7,000円を一般会計繰り入れということでもらうようにしております。

また、給与明細につきましては5ページにあるとおりでございます。御審議をよろしく願います。

続きまして、議案13号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、平成24年度南部町の水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、平成24年度南部町水道事業会計第2条に定めた業務の予定量に次のとおり追加する。主な建設事業は、水道統合事業(朝金から落合送水事業)のうち平成25年度事業分の一部を追加するということです。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり

補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,073万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。）でございます。

収入につきまして、国の経済対策によりまして、補正額として収入で1億2,804万8,000円増額しております。そのうち出資金が8,536万5,000円、国庫支出金が4,268万3,000円の補正でございます。

支出につきましては、この資本的支出の建設改良費1億2,804万8,000円を支出いたします。

14ページ、5ページをお開きください。資本的支出の方でして、事務費と、一番大きいのは拡張工事費で1億2,120万2,000円、ほとんど上野から馬佐良間の送水管でございます。あとは委託料がございます。それにあわせて支出が1億2,804万8,000円でございますので、先ほど説明しました収入で4,268万3,000円が国庫支出金で、一般会計より出資金として8,536万5,000円を補助金として歳入といたします。

以上でございます。慎重審議をよろしく申し上げます。（発言する者あり）1ページ、失礼いたしました。

第4条、継続費。予算第5条に定めた継続費の予定額を次のとおり補正する。款は資本的支出、項は建設改良費、事業名は上水道拡張工事（朝金から落合送水事業）でございます。総額は4億3,508万円でございます、補正前。補正後も変わっておりません。ただ、変わったのは25年に2億5,390万8,000円とあるのを24年度に1億2,804万8,000円、先ほど説明したのを24年度のこの補正額に入れたもので、そうすると25年度が残の1億2,586万円ということで総額は変わっておりません。じゃあ、よろしく慎重審議をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議案第14号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

総則。第1条、平成24年度南部町の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入。第1款病院事業収益、補正額は1億472万7,000円、合計24億4,815万8,000円になります。内訳は以下のとおりでございます。

続きまして、支出でございます。第1款病院医業費用でございます。3,128万円を補正い

たしまして、計23億7,471万1,000円になります。

続きまして、資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,686万6,000円は、過年度分損益留保勘定資金をもって補てんするものとする。)

続きまして、収入の方は先ほど申しました資本的収入の方でございますけれども、補助金の150万5,000円が補正されまして、1,750万5,000円。

支出の方でございますけれども、これは補正がございません。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)実施計画でございます。先ほど御説明いたしました収入の補正額1億472万7,000円は、第2項の医業外収益、第2目の他会計補助金からの受け入れでございます。

これにつきましては9ページに内訳が書いてございまして、町補助金が1億53万6,000円、国保調整交付金、保健事業が313万5,000円、それから救急患者受け入れ体制支援事業、これが105万6,000円でございます。

それから、支出の方でございますけれども、補正額3,128万円につきましては10ページをごらんいただきたいと思います。

2の材料費と経費のところでございます。薬品、診療材料、それから修繕料、賃借料、委託料と、これにつきましては患者数の増等によって増額が必要となったものでございます。

5ページに戻っていただけますでしょうか。次は、資本的収入及び支出でございますが、1の資本的収入150万5,000円、内訳は先ほどございました11ページでございますけれども、国保調整交付金、直営設備整備ということでしたくものでございます。

資本的支出について補正はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(青砥日出夫君) 副町長、陶山清孝君。

○副町長(陶山 清孝君) 議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定についてを御説明いたします。

議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定について。

次のとおり南部町暴力団排除条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例でございますが、これは暴力団の排除を推進し、安全で平穏な町民生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的に制定するものでございます。

鳥取県におきましては、平成23年4月に鳥取県暴力団排除条例を施行され、またすべての都道府県において同様の条例が制定されております。このことから、市町村におきましても暴力団排除の取り組みの推進のために同様の条例の制定を進められており、当該条例を制定することで暴力団排除を進めていくことをさらに推進していくというものでございます。

主な内容でございますが、第4条で町の役割、それから第5条で町民等の役割を定め、互いに連携し、排除を進めるということになっております。また、第6条では公共工事その他事務に暴力団を利用することがないように必要な措置を講ずるものとしており、本条例を通じて改めて町の事務及び事業からの暴力団排除を規定して、南部町の姿勢を明確にするという趣旨のものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

なお、この条例の施行日は、平成25年4月1日ということにいたしております。よろしく御審議くださいませ。

引き続きまして御説明します。議案第16号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この議案第16号でございますけれども、非常に長い条例名でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、当該整備に関する法律により障害者自立支援法の一部改正が行われることになったため、障害者自立支援法を引用する3条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

このたびの条例の改正に関係します障害者自立支援法の改正内容といたしましては、題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められること。さらに障がい者に対する支援として、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されることに伴って条ずれを起こしますので、これを修正するものでございます。この改正に伴いまして、南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、南部町特別医療費助成条例、南部町福祉事務所設置条例について、当該法令を引用する条文の整理を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、法律の施行に合わせまして題名改正に伴う改正は、平成25年

4月1日。条ずれに伴う改正は、平成26年4月1日としております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議案第17号を説明します。議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、これは来年度からの特別会計について、太陽光発電事業に係る太陽光発電事業特別会計を新設するために設けるものでございます。当該条例の一部改正を行います。

この条例の施行日は、平成25年4月1日といたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案第18号、南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について。

次のとおり南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号ですが、これは財団法人南部町地域振興会が平成25年3月末で解散することに伴い、基金の取り扱いについて変更する必要があるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

第1条についての改正ですが、これは基金の使用目的を緑水園の営繕または施設整備の資金とするものであり、第2条の改正は基金として積み立てる額について、これまで緑水園管理委託業務決算の余剰金としていたものを一般会計歳入歳出予算に定める額とするものであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日といたしております。

続きまして、議案第19号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正について。

次のとおり南部町道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この第19条ですが、これは道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電設備等が道路占用の許可の対象物件として追加されました。これに伴いまして町が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める所要の改正を行うものでございます。

新たに設けます太陽光発電設備及び風力発電設備については、占用面積1平方メートル当たりについて1年で950円。津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設としましては、占用面積1平方メートルにつき1年で近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額とすることといたしております。

この条例の施行日は、平成25年4月1日といたしております。よろしくをお願いいたします。



議案第20号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号ですが、これは近傍の自治体病院の料金に合わせ、診療料及び検案料、自動車使用料、身体障がい者診断書料の金額の改定を行うものでございます。診断料及び検案料につきましては、健康診断及び恩給年金診断の金額を1件につき診療報酬点数表の額とすることとし、自動車使用料につきましてはこれまで区分を分けておりませんでした。往診料、在宅患者訪問診療料、退院前訪問指導料の区分に分け、それぞれの金額を定めることといたしております。

この条例の施行日は、平成25年4月1日といたしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。よろしく御審議ください。

○議長（青砥日出夫君） ここで、議案第21号から第24号まで地方自治法第117条の規定により、景山議員が除斥の対象となりますので、景山議員の退場を求めます。

〔6番 景山 浩君退場〕

---

日程第25 議案第21号 から 日程第28 議案第24号

○議長（青砥日出夫君） 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖湖面利用施設）。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。緑水湖湖面利用施設。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

この上程されました21号は、緑水湖湖面利用施設の指定管理を指定するものであり、議会の議決をお願いするものでございます。

先ほど御説明しましたように、2月の14日に開催されています審査会におきまして承認をいただいております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 引き続き。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続き御説明いたします。議案第22号、公の施設の指定管理者の

指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町健康増進施設レークサイドアリーナ。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

内容につきましては、先ほどと同様でございます。

議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町農林体験実習館。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

これにつきましても、先ほどと同様の内容でございます。

続きまして、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場。2、指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、株式会社緑水園、代表取締役社長、足立喜義。3、指定の期間。平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 地方自治法第117条の規定による除斥の対象となる議案が終わりましたので、景山議員の入場を許可します。

〔6番 景山 浩君入場〕

○議長（青砥日出夫君） 本会の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ時間を延長いたします。（「議案25号」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 日程第29、議案第25号から、日程第43、議案第39号までの提案説明を願います……（発言する者あり）やめよう。えらい早かったな、えらい早来たな。

済みません。そうしますと、25年度の一般会計前までをきょうの日程といたしたいと思いますが、よろしいですか……（「25まで」「議案25号まで」と呼ぶ者あり）はい、25までということです。よろしいですか。（「結構です」「一般会計は26」と呼ぶ者あり）だけん、25まで……（「25まで」と呼ぶ者あり）

---

日程第29 議案第25号

○議長（青砥日出夫君） そうしますと、議案第25号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についての説明をお願いします。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） それでは、議案第25号を説明いたします。辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

東上辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更するので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この第25号でございますけれども、これは町道鎌倉線改良事業費の総額の変更及びその財源内内訳に変更が生じ、当該事業に係る辺地計画の変更が必要となったために、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更をお願いするものでございます。

どうぞ、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

---

○議長（青砥日出夫君） お諮りします。本日の会議は、会議規則第25条の規定により、これで延会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、あす6日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。以上、解散。

午後4時39分延会